

第百三回 参議院農林水産委員会會議録第二号

昭和六十年十二月十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十二月二日

辞任

田淵 哲也君

補欠選任

栗林 卓司君

十二月三日

辞任

栗林 卓司君

補欠選任

田淵 哲也君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

成相 善十君

浦田 勝君

北 修二君

星 長治君

村沢 牧君

藤原 房雄君

岡部 三郎君

熊谷太三郎君

小林 国司君

坂野 重信君

坂元 親男君

高木 正明君

谷川 寛三君

初村滝一郎君

水谷 力君

稲村 稔夫君

菅野 久光君

山田 譲君

刈田 貞子君

塩出 啓典君

委員

国務大臣

農林水産大臣

下田 京子君

政府委員

農林水産大臣官

喜屋武眞榮君

事務局側

農林水産省経済

佐藤 守良君

局長

農林水産省経済

田中 宏尚君

員

後藤 康夫君

安達 正君

常任委員会専門

員

安達 正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

正君

本日の會議に付した案件
○農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。佐藤農林水産大臣。

○國務大臣(佐藤守良君) 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、他の公的年金制度の改正と同様、農林漁業団体職員共済組合制度についても所要の改正を行おうとするものでござい

また、本制度は、公的年金制度としての性格を有するとともに、農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するための農林漁業団体職員の相互扶助事業の一環としての性格をも有しているもので、今回の改正に当たっても、この面からの配慮を行っているところでございます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、農林漁業団体職員共済組合制度に基づく給付につきましては、原則として、基礎年金に上乗せして支給する給与比例年金とすることとしたしております。

第二に、本制度により支給する年金の額につきましては、厚生年金相当部分の年金額に職域年金相当部分の年金額を加えたものをもって年金額とすることとしたしております。

第三に、既裁定年金者の年金額につきましては、いわゆる通算年金方式により算定した額に改定することとし、新規裁定年金との水準上の均衡を図ることとしております。

なお、これにより現在受けている年金額が減額することがないよう、従前の年金額は、これを保障することとしております。

第四に、農林漁業団体職員共済組合の給付に要する費用につきましては、使用者である農林漁業団体と組合員との折半負担とすることとしたしております。また、国庫補助につきましては、公的年金制度共通の措置として、基礎年金に要する費用に一元化することとし、原則として、組合が納付する基礎年金拠出金の三分の一を補助することとしたしております。

第五に、本制度による年金の額につきましては、厚生年金等と同様、消費者物価による自動スライド制に改めることとしております。

第六に、農林漁業団体職員共済組合の組合員等

につきましては、基礎年金制度を適用するための所要の法的措置を講ずることとしたしております。

最後に、今回の制度改正の施行期日につきましては、昭和六十一年四月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容でございます。

なお、この法律案に対する衆議院における修正の趣旨につきましては、便宜、政府側から御説明を申し上げます。

修正の内容は、第百二回国会で成立した国民年金法等の一部を改正する法律の参議院における修正等に伴い、原案の附則の規定等について所要の条文整理を行うものでございます。

以上が衆議院における修正の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(成相善十君) 以上で趣旨説明は終わりました。次に、補足説明を聴取いたします。後藤経済局長。

○政府委員(後藤康夫君) 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一は、給付の内容についてであります。農林漁業団体職員共済組合の給付の種類としては、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等といたしており、それぞれ、基礎年金の上乗せとして、厚生年金相当部分に職域年金相当部分を加えたものとして設計いたしております。

このうち、厚生年金相当部分につきましては、公的年金としての性格を有する部分でありますので、その算定の基礎となる基礎給与を、全期間の平均標準給与月額とするほか、その他の年金額の算定方式につきましても厚生年金と同様のものとするともに、年金額算定上の給付乗率については、二十年の経過期間を設けて段階的に減減する等、厚生年金と給付の水準、内容等について均衡のとれたものとしております。

また、職域年金相当部分につきましては、農林漁業団体の職域における独自の給付としての性格にかんがみ、費用の負担能力等を参酌してその水準を厚生年金相当部分の二割相当といたしております。

第二は、各年金給付の個別の改正についてであります。

退職共済年金につきましては、厚生年金に合わせ、新たに配偶者等に対する加給年金制度及び低所得者に対する在職老齢年金の制度を設けることといたしております。

なお、支給開始年齢につきましては、従来の経過措置を短縮し、昭和七十年から六十歳となるようにいたしております。

また、障害共済年金につきましては、事後重症の制限期間を撤廃することとし、遺族共済年金につきましても、給付率を退職共済年金の四分の三相当額に引き上げるとともに、四十歳以上の中高年齢の妻等についての加算制度を設け、給付の重点化を図ることといたしております。

第三は、複数の年金を受給することとなる場合の併給調整等についてであります。

すなわち、本制度において、一人の受給権者が複数の年金を受給できる場合には、その者の選択する一つの年金を支給することといたしております。

さらに、この措置は、他の公的年金制度との間にも適用することとし、相互に併給の調整を行うことにより、年金給付の面での合理化を図ることといたしております。

また、本制度の年金の受給権者が他の公的被用者年金の被保険者等となった場合には、その者の給与所得の高低に依り、年金額に一定の割合を乗じた金額を支給停止することとし、現役組合員との所得の均衡を図ることといたしております。

第四は、既裁定年金の取り扱いについてであります。

今回の改正案では、年金額の計算方式を原則として厚生年金と同様の方式を改めるとともに、年金額算定上の給付乗率についても段階的に減減させる等、大幅な制度改正を行うこととしておりますので、既裁定年金につきましても、改正後の年金の算定方式に類似している、いわゆる通算年金方式により算定した額に改定することとし、新規裁定年金との水準上の均衡を図ることといたしております。

第五は、費用負担についてであります。

本制度の給付に要する費用は、農林漁業団体と組合員との折半負担とすることといたしております。また、国庫補助につきましても、組合が納付する基礎年金拠出金の三分の一のほか、基礎年金制度の適用とならない昭和三十六年四月一日前の期間に係る給付につきましても、従来どおりの国庫補助を行うことといたしております。

第六は、年金額の改定方式についてであります。

本制度による年金の額につきましても、従来は国家公務員の給与の変動に準じ年金額の改定の措置を講じてきたところでありますが、これを、厚生年金等と同様、消費者物価による自動スライド制に改めることといたしております。

第七は、農林漁業団体職員共済組合の組合員及びその被扶養配偶者に対する基礎年金制度の適用についてであります。

これにつきましては、この法律により国民年金法等を改正し、所要の法的措置を講ずることといたしております。

たしてあります。

このほか、所要の規定の整備を図ることとしてあります。

以上をもちましてこの法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(成相善十君) それでは、これより本案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○浦田勝君 近年、我が国社会は、医療技術の進歩、出生率の低下等々から諸外国に例を見ないスピードで高齢化社会へと移行しつつあります。このことは、年金制度につきましても、非常に問題であると考へます。

すなわち、現役で働いている人たちが支えなければならぬ年金受給者の方々が急速に増加しており、従来は一人の年金受給者を何人もの若い人たちが扶養してきたわけですが、今後は一人の年金受給者を扶養するために、ほんの数人の現役で支えなければならぬこととなるわけでありま

かつては、このような扶養関係につきましても、お年寄りを家族や親類で扶養するという私的扶養でやってきたわけでありましたが、現在は核家族化が進み、お年寄りの扶養を、かつての私的扶養にゆだねることは困難になってきているものと考へます。

このようなことから、我が国においては、社会全体として現役世代が老齢世代を扶養する公的年金制度の充実を図ってまいったところであり、本格的な高齢化社会の到来を控えた今、公的年金制度の役割はますます重要なものとなってきております。

我が国の公的年金制度は、社会保険の方法を用いて世代間の扶養のシステムをとっておりますから、現役世代と年金受給者世代との所得の均衡、給付と負担の均衡の適正化を図ることは当然であり、そのことにより公的年金制度の長期的安定が図られ、国民の信頼を得ることになるものと考えております。

今回の改正案は、昭和三十四年に厚生年金制度から分離独立して以来、農林漁業団体の役員等の相互扶助事業として、その職域に働く方々の福利厚生を図ることに由来する農林漁業団体の優秀な人材を確保し、その事業の円滑な運営に資するという目的をもつて我が国農林水産業の発展に大きく寄与してきているところであり、農林年金制度が今後とも長期にわたって安定した制度運営を行っていくことが、我が国農林水産業の発展にとって重要な問題であります。

このような農林年金制度は、農林漁業団体の職域の年金制度であり、その制度の設立の経緯等は当然尊重されるべきである。同時に、公的年金制度の一環として制度間の整合性を図ることも必要であります。今回の改正案は、このような観点にも十分配慮して提出されたものと伺っております。

改正案の具体的内容につきましてはこれから議論してまいりたいわけですが、我が党といたしましては、公的年金制度の改正の重要性にかんがみ本法案は一刻でも早く成立させるべきであり、このことによつて農林年金制度の長期的安定の礎を築き、農林漁業団体の役員の方々が安心してその職務に邁進できるように、我が国農林水産業の発展に全力を傾注していただきたいと考へるものであります。

そこで、本法案につきましても若干の政府の見解をお伺いしたいと思います。

その第一といたしまして、近年における我が国

の社会的変化の中で最も著しいのは人口構造の変化であると考えます。平均余命年数の伸長、出生率の低下等によりまして高齢化が進展し、昭和五十六年十一月の厚生省人口問題研究所の推計によりまして、国民総人口に占める六十五歳以上の者の割合は昭和六十年一〇・一四%であるものが、高齢化のピークを迎える昭和百年には二・二九%と、実に二倍強になるものと予想されております。このような現象は農林年金制度においても例外ではないと考えますが、農林年金における年金受給者と組合員との割合の将来見通しはどのように予測しているのか、お尋ねしたいと思っております。

○政府委員(後藤康夫君) 農林年金制度の現状を五十八年度末現在の時点で見ますと、組合員数四十八万五千人、年金受給者数十二万八千人でございますが、このうち退職年金、これは減額退職年金も含んでおりますが、この退職年金の受給者は七万九千人というふうになっておりまして、受給者と組合員との割合を成熟率ということで計算をしますと一六・二%、組合員六人で退職年金受給者一人の割合というふうになっております。また、収入支出の面で見ますと、給付費総額が千五百二十二億円、掛金収入千二百一億円ということで、給付費総額に対して掛金収入の方が若干上回っておりますが、五十九年度におきましては給付費総額が掛金収入を上回るといふ状況になっております。

将来見通しにつきましては、組合員数は今後従来のような増加は見込めないものというふうに考えておりますが、一方、年金受給者につきましては、平均余命が伸びるということと今後さらに増大をしていくものと考えております。昭和八十五年には成熟率が三七・五%ということで、組合員二・六人に年金受給者一人の割合になるものと予想をされております。

財政面から見しても、給付費総額は、平均余

命の伸長によりまして年金受給者が数としても増大をいたします。受給期間も長くなる、それから組合員期間が長期になりますので一人当たりの年金額が高くなるということ等によりまして、今後増大をしていくものと考えております。他方、掛金収入の方は、組合員数の増大がなかなかかつてのように見込めないということから、給付の内容の適正化なり、あるいは掛金率の引き上げ等で対応せざるを得なくなるものと考えております。

しかし、今回御提案申し上げておりますような給付及び負担の両面にわたる均衡を図る措置を講ずれば、高齢化及び制度の成熟化のピークに達します昭和百年以降は制度が安定的に推移するものと見込んでおるところでございます。

○浦田勝君 わかりました。

次に、このような組合員と年金受給者の割合が大きく変動することは、年金制度に重大な影響を与えるものと考えております。年金制度は世代間扶養のシステムで成り立っておりますから、年金受給者の増大は現役組合員の負担の増加になると考えますが、今回の改正の趣旨及びその内容について、農林水産大臣の御所見を承りたいと思っております。

○国務大臣(佐藤中良君) 浦田先生にお答えいたします。

先生御指摘のとおり、我が国の人口構造というのは今後ますます高齢化が進展しまして、高齢化社会へ移行するものと考えております。

農林年金制度につきましても、このような社会経済情勢の変化に対処するため、三つの点に配慮して対処する必要があると思っております。

その一つは、公的年金制度全般の整合性を図ること、二つ目は、制度の円滑な運営を図るため適正な給付水準を確保いたしますとともに、負担との均衡を図ること、また世代間の公平に配慮すること、三つ目は、制度の財政の長期的安定を図る必要があること等に配慮して対処すべきもの

と考えております。

具体的には、農林年金の組合員及びその被扶養配偶者についても新しい国民年金法による基礎年金制度を適用し、農林年金の給付は厚生年金相当部分と共済グループの独自のものとして職域年金相当部分を給付することといたしております。

さらに、各種の給付条件、内容等につき公的年金制度間の整合性を図るための措置を講じております。

○浦田勝君 時間が余りございませんので重ねて質問をするようなことはいたしませんから、どうかひとつじっくり内容のある御答弁をいただくというふうにしたいと思います。

第三番目に、我が国の社会的変化の中で人口構造の変化と並んで年金制度に大きな影響を与えているのは、就業構造の変化であろうと考えます。

総理府の労働力調査によれば、昭和三十五年当時就業人口の約半数がサラリーマンであったものが、昭和五十七年には四分の三がサラリーマンとなっております。反面、自営業者や農民は減少してきております。このため、全国民に共通する基礎年金を設けて、就業の形態に関係なく国民全体として世代間扶養のシステムを確立していく必要がありそうです。

農林年金制度においても基礎年金の導入は当然であると考えますが、この場合、農林年金の組合員とその被扶養配偶者の給付はどのようなものか、お尋ねいたします。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の制度改正は、公的年金制度全般の整合性を図りますために全国民に共通の基礎年金の制度を適用することにしたしまして、農林年金の給付は、原則として基礎年金に上乗せをして支給をする給与比例年金という形にいたしておるわけでございます。この給与比例年金につきましては、公的年金としての性格を持ちます厚生年金相当部分の年金額に共済年金としての職域年金相当部分の年金額を加えたものにな

っております。農林年金はこれらの合算額を給付するという形になるわけでございます。

組合員の被扶養配偶者につきましても、国民年金の被保険者になりまして、六十五歳から基礎年金が給付されるということになります。また、その保険料につきましては直接国民年金に納入することとは必要ではございませんで、奥さんの保険料相当部分については、農林年金から国民年金への拠出金として組合員の保険料相当部分を一括して納入することといたしております。

なお、この基礎年金の支給開始年齢は六十五歳からとなっておりますために、農林年金の支給開始年齢、これは現在五十六歳支給でございますが、今後、昭和七十年に六十歳支給になりますように段階的に引き上げていくということになっておりますが、この支給開始年齢から六十五歳に達するまでの間は、農林年金から給与比例年金に加えて組合員の基礎年金相当額の定額年金を支給するということによりまして、六十五歳以後の基礎年金の支給が開始して以後の状態とそれ以前の状態を、できるだけ円滑につないでいくという仕組みを考えておるところでございます。

○浦田勝君 一般的に、サラリーマンは引退すると直ちに生活の糧を失うことになり、その結果、年金制度に対する依存度が非常に強いと考えます。したがって、年金の給付水準の適正化は年金受給者にとって最も関心のあるところであり、基礎年金を導入して給付水準がどのようになるのか、また、現行と比較して大幅に低下することはないのか、お伺いいたします。

○政府委員(後藤康夫君) 農林年金の給付水準の設定につきましては、掛金を負担される組合員の所得と年金を受給される方々の所得の均衡が図られるものでなければならぬというふうに考えております。

農林年金の現行制度と改正後の給付水準は、農

林漁業団体職員の標準的な方、四十五歳で夫婦子供二人というようなことでモデル計算をいたしますと、その給与のおおむね七割程度に相当をいたしております。これは年金受給者と現役組合員との均衡から考えた場合、ほぼ妥当なものであるというふうに考えております。

なお、若干数字を挙げて申し上げますと、全期間平均標準給与月額二十一万六千円の方で現行制度と改正後の年金額を比較いたしますと、現行制度では組合員期間三十五年の年金額は十九万二千円、改正後は新規発生年金者の組合員期間が今後とも伸びることから、組合員期間を四十年で計算することによりましてありますが、十七万八千円ということで、ほぼ同水準であるというふうに考えております。

○浦田勝君 年金受給者の所得と現役組合員の所得との均衡を図らなければならないことは当然であると考えますが、高齢化社会が到来すると言われている二十一世紀ごろまで現行の給付水準を維持していくとすれば、組合員負担は相当重いものになると考えますが、将来の組合員の負担と給付の均衡をどのように図ろうとしておられるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(後藤康夫君) 農林年金の現在の制度をそのまま維持し、そして現行の給付水準なり給付の方式を維持していくものというふうに想定をいたしますと、掛金率を五年目ごとにある程度引き上げてまいりまして、高齢化のピークを迎えます二十世紀の昭和百年には賦課方式に移行せざるを得ない、そしてその場合の掛金率は、現在が千分の百九でございまして、これの約四倍程度になるものというふうに推計をされるところでございまして、千分の四百四十くらいというふうなことになると思います。これは仮に、企業主の負担が二分の一でございますので、それを除きまして組合員の個人の負担分ということを計算いたしましたとしても

五分の一に達するものでございまして、所得の五分の一に達するということになりますと、負担の限界を超えるものではないかというふうに考えられるところでございます。

御存じのとおり、現役の組合員は、その所得から租税でございまして、社会保険料等が控除をされまして、いわば名目的な所得の額よりは可処分所得の額は少ないわけでございまして、その中で組合員負担が千分の二百あるいは千分の二百二十というふうなことになると思います。これは現役組合員の負担として非常に厳しいものにならざるを得ないというふうに考えられるところでございまして、このままに置きますと、現役の組合員と年金受給者との所得の均衡という点から見ても均衡を失うおそれがあるわけでございまして。

今回の制度改正によりまして、将来掛金率が現在の四倍になるという見通しが大体三倍程度の上昇にとどまるということになっておりまして、先ほど申し上げましたような給付水準につきまして、現役組合員の所得の標準的な方の七〇％程度というふうな給付水準を適正化しながら、負担面につきましても掛金率で大体千分の三百、個人ごとの負担では千分の百五十とか百六十というふうなところになる、この辺が限界ではなからうかというふうに考えておりまして、給付と負担の均衡を図るという観点から今回の改正の内容の設計をいたしております。

○浦田勝君 次に、高齢化社会の到来を受けて年金制度はこれに適切に対応していかなければならない。制度の改正は早急にできるものではなく、長い期間をかけて徐々に変更していく必要がある、これらの変更については関係団体やその職員あるいは年金受給者の理解が必要であると考えます。農林水産省は関係者にどのように理解を求めたのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 年金制度の改正という

ことになりましたと、関係者にとりましても非常に関心の高い問題でございまして、事業主、組合員、そしてまた現に年金を受給されておられる方々、それぞれの方々の相互のコンセンサスの形成ということが非常に大事なかれでございまして。

率直に申し上げまして、既に年金を受けておられる方々、それからこれからまた退職をされて近々年金を受給されようとしている方々、また若い方々でこれから掛金を長い間払っていく方々、御意見が必ずしも一本ではございません。そういった中で、相互に理解を深めながら、この改正案の作成に当たりまして関係方面のいろいろな御意見を伺ってまいりましたところでございます。

具体的に申し上げますと、農林漁業団体職員共済組合に組合会という機関がございますが、ここの御議論、それから農林年金の構成団体でございまして農協、漁協等の系統ごと、また全国段階、県段階ごとの御意見や年金受給者の方々の御意見も伺いながら、そしてさらに組合員代表、事業主代表、学識経験者等から構成をされます農林年金制度に関する懇談会を昭和五十七年の十月から開催をいたしまして、この場で関係者の御意見も十分伺いながら法案の作成に当たってまいってきたところでございます。

○浦田勝君 次に、農林年金制度は、農林漁業団体に優秀な人材を確保するために、同一地域にある市町村職員あるいは学校の先生等と同等の年金制度を設けるため、昭和三十四年に厚生年金から分離独立し、農林漁業団体職域を単位とする共済組合制度であります。公的年金制度の一環ではあります。職域の特殊性は維持すべきものであると考えます。この点についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の改正の大きなねらいの一つは公的年金制度の整合性を図るということがございまして、そのために各種共済制度に

つきましても厚生年金との整合性ということもさらに頭に置きながら整合化を図ったということでございますが、農林年金制度には公的年金制度としての性格と同時に、農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するための農林漁業団体職員の相互扶助の一環としての性格というものが持っておりますので、厚生年金相当部分の上に職域年金部分の給付を行うということを制度改正の中に織り込んでおるところでございます。

改正後の共済年金の制度、四共済制度は非常に共通な点が多いわけでございまして、農林年金に独自の性格というふうなことになりますと、積立金の自主的な運用が可能であるとか、あるいは福祉事業が農林漁業団体職員のニーズに合わせて実施できることといった特徴があらうかと思っております。なおそのほかには農林年金独自の制度改正いたしましては、従来委員会でもいろいろ御議論のございましたいわゆる新旧格差につきまして、その解消を図りますとともに、職務上の障害年金につきまして新たに最低保障制度を設けることにしたといったような点が、独自の制度改正であるというふうに考えております。

○浦田勝君 職域の特殊性は尊重していただくことといたしたいと思います。

次に、先ほど申し上げましたが、農林年金制度は公的年金制度であると同時に、農林漁業という職域に働く役職員の人たちのための職域年金でもあります。職域年金に相当する部分は農林漁業団体とその職員の負担の範囲において設計すべきであると考えます。負担と給付の均衡を図りながら各制度において自由設計できるようにするのが職域年金の特殊性であると思っております。この点いかがですか、お尋ねいたします。

○政府委員(後藤康夫君) 農林年金制度の発足の経緯は既に当委員会でもいろいろ御議論のあったところでございますが、農林漁業団体が多少とも

公共性のある事業を行っている、そしてまた常に同一地域にあります市町村職員との待遇比較が問題になる。人材確保の観点から昭和三十四年に厚生年金から分離独立をいたしまして、市町村職員と同様の共済制度を設けたという経緯があるわけでございます。今回の改正におきましてそのような経緯にかんがみまして、職域年金部分につきましても地方公務員の共済年金と同様の水準に措置をすることにいたしましたのでございます。

民間団体であるから職域年金部分は自由設計すべきではないかという御議論も確かにございまして、しかし、そういたしますと、公的年金制度としての農林年金というのは厚生年金と同様の制度になるということになりますし、農林漁業団体と申しますのは規模の大小、団体の種類、それからまた給与水準、非常にさまざまございまして、直ちに民間の企業年金に類した仕組みになりくいという面があること等の問題がございまして、そういうことを考えまして、今回のような制度改正の内容といたしたものでございます。

○浦田勝君 わかりました。

次に、年金受給者にとって年金は老後の生活の支えとなっております。高齢化社会の到来を迎え、負担が大変になるからといって、現に受けている年金まで切り下げることは、年金受給者にとって今後の生活設計が成り立たなくなりまして、また、近く退職する人たちは、退職後の生活設計を立てている人たちもいると考えます。そういった人たちの既得権、期待権は絶対に尊重しなければならぬと思いますが、この点いかがですか。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の改正案におきましては、既に年金を受けている方々の年金額につきましては、改正後の年金の算定方式に類似しております改正前のいわゆる通算年金方式により算定をした額にすべて改定をするということにし

て、新たに年金を受ける方との年金額の水準の均衡を図ることを原則にしているわけでございますが、これによって共済方式で計算した方が通算年金方式で計算した場合より高い額になる方々につきましては、現在受けている年金額が減額されるというようなことになりました場合には、これは今御質問のございましたような既得権というようなことからいたしまして問題ではないか、こういうことでございますので、現に支給されている年金額につきましては、これを従前の年金額として保障をするということにいたしております。

また、施行日の前日に組合員期間が二十年以上の組合員である方につきましては、施行日の前日において退職をしたと仮定をいたしました場合に、改正前の年金額の計算方式によって年金の受給権が発生するということにかんがみまして、施行日以後退職をし年金を受けることになった場合に、改正後の法律に基づいて年金額を算定することが原則でございますけれども、その額が施行日の前日に退職をしたならば受けることができた年金額を下回るというようなき場合は、施行日の前日に退職したならば受けることができた年金額をこれも従前の年金額として保障をするというところでございまして、いわば期待権の保障の措置も取り入れてい

は実は年金受給者の方々からいろいろな御意見があったところでございまして、若干でもやはりスライドをすべきではないか、また、してほしいという御意見があったことは事実でございます。ただ、この既得権あるいは期待権の保障によりまして従前の年金額が保障されました場合には、今回御提案申し上げております法律案におきましては、改正後の法律によって算定をされます年金額が従前の保障額に追いつくまでの間は物価スライドというものを停止するという仕組みにいたしております。これは現役と退職して年金を受けておられます方々との給付と負担の均衡の問題、そしてまた、法改正前に退職をして年金を受けることになった方々と法改正後に退職をして年金を受けることになった方々とのバランスの問題、そしてまたスライドの適用のやり方にもよりますけれども、やはり給付費がどうしても増大いたしますことになりまして、それがまた現役の組合員の方々の負担の増大にもつながるということを考慮いたしまして、既得権、期待権は保障いたしますけれども、物価スライドにつきましては一定の期間適用を停止するという措置を、各共済年金共通の措置として決定をし御提案を申し上げておるところでございます。

○政府委員(後藤康夫君) 農林年金制度が農林漁業団体の職域におきます共済年金制度として発足をした経緯がございまして、従来は農林漁業団体を退職して、いわば共済組合の職域を離れた方について年金を給付するというところにいたしておりました。このような点から、障害年金であつても同一の職域において給与を受けて、なお年金を支給するということは、他の組合員との均衡から非常に困難であるというふうに考えられるわけでございます。

○浦田勝君 次に、現行の法律の規定によって計算される年金額が改正案の規定によって計算される年金額を上回る場合は、現行の法律の規定によって計算される年金額を従前の額として保障することとしておりますが、この従前の額は物価スライドしません。これは、毎年年金額のアップを案しみにしておる年金受給者にとっては酷な措置ではないかと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○政府委員(後藤康夫君) この問題につきまして

制度間の整合性を図ることは、今回の改正の一つの柱でもあると考えます。しかしながら、障害年金の在職者支給については、厚生年金等においては全額支給することにしておるが、農林年金を含む共済年金においては所得制限を設けている。今回の改正では共済年金の有利な部分は厚生年金に合わせることから、障害年金の在職者支給については厚生年金と同様、全額支給すべきであると考え、この点いかがですか、お尋ねいたします。

ます。

○浦田勝君 厚生年金は過去に何回か改正を行ってきておりますが、旧法とか新法に区分していません。農林年金は、昭和三十九年を境にして旧法と新法とに区分して給付に差を設けている。農林年金の組合員は退職した時期によって給付が異なるというところは、相互扶助事業という観点から問題があると考えますが、この点についてお尋ねしたい。

時間がございませんので、短く簡潔にお願いをいたしたいと思っております。

○政府委員(後藤康夫君) この問題につきましては、新法旧法格差ということで当委員会でもかねて御議論のあったところでございますが、今回の農林年金の改正におきましては、年金額の算定に当たりまして旧法期間と新法期間とを同様に取り扱うということでございます。この点は、農林年金の独自の改正の要素になっておるところでございます。

○浦田勝君 次に、制度間の整合性を図ることは必要であると考えますが、厚生年金と農林年金とではいまだ相違する部分が残っていると思えます。一挙に合わせることも大変難しいと思えますので、今後においても整合性を図ることに努力してほしいと考えます。

また、制度が分立していることによって給付の有利、不利が生ずることは好ましいことではないので解消すべきであると考えますが、この点について御所見を伺います。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほどもちょっと申し上げましたように、厚生年金と共済年金との制度の性格の差というものはございますけれども、そういうものも念頭に置きながら、できるだけ公的年金制度全体の整合化を図っていく、あるいは

また制度の分立によります重複等によります不均衡でありますとか、そういうものを解消していくという点につきましては、今後とも私も注意をし、また検討していかなければいけない問題であるというふうな思っております。

○浦田勝君 次に、お尋ねしますが、農林漁業団体の定年年齢は現在平均的に見まして五十七歳であるという点ですが、定年年齢が六十歳になるには相当の時間がかかるのではないかと考えます。年金の支給開始年齢は現在、昭和七十五年までに六十歳とするということであったが、これを五年短縮して昭和七十年に六十歳とすることにしておるが、年金の支給開始年齢と定年退職年齢との間にすき間が生じることは好ましくないと考えます。この点につきましてどのようにお考えになっておるか、お尋ねしたいと思えます。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の制度改正の中で、支給開始年齢が昭和七十年に向けまして六十歳に引き上げられるという措置が盛り込まれております。私も従来から、高齢化社会への移行という点に対処する観点から、農林漁業団体に定年延長の指導をいたしてまいってきているところでございますが、こういった年金制度の改正ということも十分頭に置きながら、今後積極的に六十歳定年へ向けまして、定年退職年齢と年金給付の開始年齢との間に空白が生じないように、関係団体及び労働省とも連携をとりながら、指導を関係団体に対してやってまいりたいというふうに考えております。

○浦田勝君 次に、今回の改正案においては、年金制度に対する国庫補助は従来の国庫補助の考え方と違っているが、国庫補助についても公的年金制度間における整合性を図るべきであると考えます。農林年金制度に対する国庫補助はどのようになるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(後藤康夫君) 現在、各制度によりまして国庫補助の仕組みなり率というものが異なっておりますわけでございまして、今回の改正に伴いまして、こういった不均衡を是正するというところで、基礎年金への拠出金の三分の一を国が助成をするということに相なりまして、農林年金制度につきましても基礎年金への拠出金の三分の一を国から補助するという仕組みになったわけでございします。

○浦田勝君 次に、お尋ねします。年金受給者は、物価の上昇によって年金額が目減りしていけば、それだけ生活を切り詰めていかねければなりません。昭和五十八年度は物価指数が二・四％上昇したにもかかわらず、年金額の改定は行われなかったわけであります。その後、昭和五十九年度は、五十八年度の積み残しを含めて四・四％の物価上昇分を織り込むべきところを二％しか実施しておりません。さらに六十年度は、過去の積み残し分を含めると四・五％の年金改定を行うべきところ、三・四％を実施したにすぎず、いまだ積み残し分があると考えますが、今後このような積み残しをどのようにするお考えなのか、お尋ねいたします。

○政府委員(後藤康夫君) 昭和六十年度におきましてこの三・四％のスライドを行いましたが、なお現実の消費者物価指数の上昇との間に差が一・二％程度あることは御指摘のとおりでございます。今回、農林年金の改革の中で年金額の改定方式は消費者物価による自動スライド制によることを考えておりますが、このような改革に際しまして過去の積み残しを残して引き継いでいくというのは妥当でないと考えておりまして、今度の改正法案の中におきましては、来年の四月から改正を施行いたします際に、この積み残し分の解消を図ることにいたしております。

○浦田勝君 次に、今回の改正は、高齢化社会の到来に備えて給付と負担の均衡を図り制度の長期的安定を図ることを目的としておるが、将来の物価上昇率、組合員の動向、給与の上昇率あるいは積立金運用の金利の動向をどのように見込み、将来の年金財政の健全化を図るようにならねばならず、農林年金制度の将来の収支見通しについてお尋ねをいたしたいと思えます。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の改正におきましては、給付水準を適正化し長期間の経過措置を設けておるわけでございまして、具体的には、今のまままいりますと、二十一世紀の昭和百年におきまして現行の給付の仕組み、水準を維持いたしてまいりますと、千分の百九という掛金率が約四倍程度になるというふうな推定されるわけでございしますが、これを今回の改正によりまして約四分の一程度軽減をし、三倍程度の掛金率の上昇にとどめるということを通じて、長期的に制度の安定的な運営が可能になるようにという考え方のもとに、財政の見通し及び制度の仕組みを考えているところでございます。

○浦田勝君 次に、全国民に共通の基礎年金制度を設けて公的年金制度の整合性を図ることとしておりますが、国民年金、厚生年金等においては既に基礎年金制度を適用することし昭和六十一年四月から実施しようとしております。農林年金制度においても国民年金、厚生年金と同様の趣旨によって改正を行い、同時に実施しようとしているものと考えておりますが、仮に国民年金、厚生年金と同時に実施にならないとしたらどのような問題が生ずるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の共済年金制度の改正につきましては、提案理由の中にも述べられておりますように、国民共済の基礎年金の導入

と、それに上乗せ年金としての共済年金、こういう考え方になっておりますし、既に基礎年金制度の創設なり厚生年金の給付の適正化のための法改正は成立を見ておるところでございますので、仮に農林年金法の改正が来年の四月実施に間に合わないということになりますと、この一階建ての部分と二階、三階の部分との継ぎ目がスムーズにいかなくなるということになってまいります。

当面の問題としては、農林年金の組合員の妻が無年金者の状態になりますために、民間企業の被用者の妻の場合と格差が生ずることになるということになりまして、年金額の給付水準なり算定方法等に関しまして制度間における均衡を大幅に失うというようなことを初めといたしまして、年金の業務の執行上も非常にいろいろな問題が出てまいるといふふうに考えておまして、その点からもぜひ来年の四月から実施ができますようにということとを、私どもとしては希望いたしておるところでございます。

○浦田勝君 与えられた私の時間内に全部質問も答弁も終わったわけでございます。御協力ありがとうございました。

以上で終わります。
○委員長(成相善十君) 暫時休憩いたします。
午前十一時五十分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第三五四号)
一、飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関する請願(第三五五号)
一、農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願

(第四〇七号)
一、飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関する請願(第四三八号)
一、農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第四三九号)(第四四〇号)(第四四七号)(第四四八号)(第四四九号)(第四五〇号)(第四五五号)(第四五八号)(第四五九号)
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第三五四号 昭和六十年十一月八日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 岩手県和賀郡東和町落合一区五〇二 小原慶嗣 外四百九十六名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第三五五号 昭和六十年十一月八日受理
飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関する請願
請願者 長野県岡谷市市中町二ノ七ノ二三 伊藤フサ子 外二千八百八名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第四〇七号 昭和六十年十一月十一日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡内原町杉崎八二八 本田詔一 外四百三十六名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四三八号 昭和六十年十一月十二日受理
飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡内原町杉崎八二八 本田詔一 外四百三十六名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

請願者 長野県北安曇郡池田町四、二五五 藤原長四郎 外三千十六名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第四三九号 昭和六十年十一月十二日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 兵庫県加西市河内町 鈴木敏行 外四百十三名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四四〇号 昭和六十年十一月十二日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 北海道旭川市豊岡六条一丁目 藤崎美 外二千五百十八名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四五七号 昭和六十年十一月十三日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 新潟県佐渡郡金井町千種一三ノ一 末武雅之 外六百六十二名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四五八号 昭和六十年十一月十三日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)
請願者 大分市明野さつき町一ノAノ四ノ一〇一 後藤靖弘 外四百十二名
紹介議員 喜屋武真榮君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四七四号 昭和六十年十一月十三日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 静岡県田方郡中伊豆町上白岩五二 九ノ一 三田幸恵 外五百六十四名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 静岡県田方郡中伊豆町上白岩五二 九ノ一 三田幸恵 外五百六十四名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四八五号 昭和六十年十一月十四日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 富山市向新庄一、二五四ノ一〇 藤城富美子 外三百六十一名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四八六号 昭和六十年十一月十四日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 長野県北佐久郡立科町茂田井二、二四六 小平欽一 外四百五十三名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四九〇号 昭和六十年十一月十四日受理
農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願
請願者 福岡県糸島郡志摩町小金九二、九五 松尾和義 外三百七十一名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第四九二号)(第四九三号)(第四九六号)(第四九七号)

四九八号(第六〇五号)

第四九二号 昭和六十年十一月十五日受理

農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 千葉県長生郡一宮町一宮四、三六

八ノ一ノ四〇一 小安勇 外百六十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四九三号 昭和六十年十一月十五日受理

農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県伊勢原市板戸四二九ノ三

滝田好美 外百四十三名

紹介議員 山田 謙君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四九六号 昭和六十年十一月十六日受理

農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 広島市東区戸坂中町二ノ三二

田政士 外五百四十二名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第四九八号 昭和六十年十一月十八日受理

農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 愛知県刈谷市若松町五ノ三五

田孝文 外六百四十六名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

第六〇五号 昭和六十年十一月二十一日受理

農林年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 愛知県大府市吉田町芦沢四七 伴

高吉 外七百二十八名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第三三五号と同じである。

十二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、営林署の存置に関する請願(第七一八号)

(第七一九号)(第七五四号)

第七一八号 昭和六十年十一月二十八日受理

営林署の存置に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野

県議会内 小林庄司

紹介議員 村沢 牧君

国有林野事業は、木材の供給のみならず、国土の

保全、水資源のかん養、自然環境の保全等多方面

にわたる公益的役割を果たすとともに、地域の経

済発展に寄与している。とりわけ、長野県は全国

有数の森林県であり、国有林野面積の占める割合

は大きく、その保育管理等を所管している営林署

は、県民生活や地域産業経済の振興発展に重要な

役割を果たしている。しかるに、政府は、営林署

を昭和六十二年度末までに十九箇所を統合するこ

ととし、当面、昭和六十年年度において九箇所を統

合する方針を決定したが、この対象に本県内の営

林署が該当することになれば、森林資源の維持培

養が損なわれるとともに、地域に密着した林野行

政の推進に支障をきたす。よって、本県内の営林

署を現行どおり存置するよう強く要請する。

第七一九号 昭和六十年十一月二十八日受理

営林署の存置に関する請願

請願者 長野県上田市上田一、一四〇 小

林信一

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

第七五四号 昭和六十年十一月二十八日受理

営林署の存置に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野

県議会内 小山千春

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第七一八号と同じである。

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。

目次中 「第二節 退職給付(第三十六條―第三十八條)

第三節 障害給付(第三十九條―第四十二條)

第四節 遺族給付(第四十三條―第四十六條)

第五節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第六節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第七節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第八節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第九節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第十節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第十一節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第十二節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第十三節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第十四節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第十五節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第十六節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第十七節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第十八節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第十九節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第二十節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第二十一節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第二十二節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第二十三節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第二十四節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第二十五節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第二十六節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第二十七節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第二十八節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第二十九節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

一、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百二回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

「第二節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第三節 障害共済年金及び障害一時金(第三十九條―第四十二條)

第四節 遺族共済年金(第四十三條―第四十六條)

第五節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第六節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第七節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第八節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第九節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第十節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第十一節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第十二節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第十三節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第十四節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第十五節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第十六節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第十七節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第十八節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第十九節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第二十節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第二十一節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第二十二節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第二十三節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第二十四節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第二十五節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第二十六節 退職共済年金(第三十六條―第三十八條)

第二十七節 退職共済年金(第三十九條―第四十二條)

第二十八節 退職共済年金(第四十三條―第四十六條)

第二十九節 退職共済年金(第四十七條―第五十二條)

第十九条の二の次に次の一条を加える。
(年金額の自動的改定措置)
第十九条の三 この法律による年金である給付の額については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下この項において「物価指数」という。)が昭和六十年(この項の規定による年金である給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年

の(前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。
2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。
第二十條第一項の表を次のように改める。

標準給付の等級	標準給付の月額	給 与 月 額
第一級	八〇、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上
第三級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上
第四級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上
第五級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上
第六級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第七級	一一六、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上
第八級	一二二、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上
第九級	一二八、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上
第十級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上
第十一級	一四〇、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上
第十二級	一四六、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上
第十三級	一五二、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上
第十四級	一五八、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第十五級	一六四、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第十六級	一七〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第十七級	一七六、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第十八級	一八二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第十九級	一八八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十級	一九四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十一級	二〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十二級	二〇六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十三級	二一二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十四級	二一八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十五級	二二四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十六級	二三〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十七級	二三六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十八級	二四二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二十九級	二四八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十級	二五四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十一級	二六〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十二級	二六六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十三級	二七二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十四級	二七八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十五級	二八四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十六級	二九〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十七級	二九六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十八級	三〇二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第三十九級	三〇八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十級	三一四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十一級	三二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十二級	三二六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十三級	三三二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十四級	三三八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十五級	三四四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十六級	三五〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十七級	三五六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十八級	三六二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第四十九級	三六八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十級	三七四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十一級	三八〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十二級	三八六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十三級	三九二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十四級	三九八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十五級	四〇四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十六級	四一〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十七級	四一六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十八級	四二二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第五十九級	四二八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十級	四三四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十一級	四四〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十二級	四四六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十三級	四五二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十四級	四五八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十五級	四六四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十六級	四七〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十七級	四七六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十八級	四八二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第六十九級	四八八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十級	四九四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十一級	五〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十二級	五〇六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十三級	五一二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十四級	五一八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十五級	五二四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十六級	五三〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十七級	五三六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十八級	五四二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第七十九級	五四八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十級	五五四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十一級	五六〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十二級	五六六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十三級	五七二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十四級	五七八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十五級	五八四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十六級	五九〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十七級	五九六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十八級	六〇二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第八十九級	六〇八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十級	六一四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十一級	六二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十二級	六二六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十三級	六三二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十四級	六三八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十五級	六四四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十六級	六五〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十七級	六五六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十八級	六六二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第九十九級	六六八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百級	六七四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百零一級	六八〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百零二級	六八六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百零三級	六九二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百零四級	六九八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百零五級	七〇四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百零六級	七一〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百零七級	七一六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百零八級	七二二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百零九級	七二八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十級	七三四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十一級	七四〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十二級	七四六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十三級	七五二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十四級	七五八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十五級	七六四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十六級	七七〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十七級	七七六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十八級	七八二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百一十九級	七八八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十級	七九四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十一級	八〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十二級	八〇六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十三級	八一二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十四級	八一八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十五級	八二四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十六級	八三〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十七級	八三六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十八級	八四二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百二十九級	八四八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十級	八五四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十一級	八六〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十二級	八六六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十三級	八七二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十四級	八七八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十五級	八八四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十六級	八九〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十七級	八九六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十八級	九〇二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百三十九級	九〇八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十級	九一四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十一級	九二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十二級	九二六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十三級	九三二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十四級	九三八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十五級	九四四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十六級	九五〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十七級	九五六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十八級	九六二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百四十九級	九六八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十級	九七四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十一級	九八〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十二級	九八六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十三級	九九二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十四級	九九八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十五級	一〇〇四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十六級	一〇一〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十七級	一〇一六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十八級	一〇二二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百五十九級	一〇二八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十級	一〇三四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十一級	一〇四〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十二級	一〇四六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十三級	一〇五二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十四級	一〇五八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十五級	一〇六四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十六級	一〇七〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十七級	一〇七六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十八級	一〇八二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百六十九級	一〇八八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十級	一〇九四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十一級	一〇一〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十二級	一〇一六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十三級	一〇二二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十四級	一〇二八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十五級	一〇三四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十六級	一〇四〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十七級	一〇四六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十八級	一〇五二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百七十九級	一〇五八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十級	一〇六四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十一級	一〇七〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十二級	一〇七六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十三級	一〇八二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十四級	一〇八八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十五級	一〇九四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十六級	一〇一〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十七級	一〇一六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十八級	一〇二二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百八十九級	一〇二八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十級	一〇三四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十一級	一〇四〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十二級	一〇四六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十三級	一〇五二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十四級	一〇五八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十五級	一〇六四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十六級	一〇七〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十七級	一〇七六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十八級	一〇八二、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第一百九十九級	一〇八八、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上
第二百級	一〇九四、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上

第二十條第九項を削り、第八項を第九項とし、同条第七項中「第三項又は第五項」を「第四項又は第六項」に、「くらべて」を「比べて」に、「さらに」を「更に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「(組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に組合員の資格を取得し、又は同じ月に引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた者)」については、その翌月」を削り、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同条中同項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 前項に定めるもののほか、四十五万五千円以上の給与月額に係る標準給与の等級及び月額については、農林漁業団体の職員の給与の水準その他の事情を勘案して、政令で定めることができる。
第二十條第十一項中「第三項」を「第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「第七項」を「第八項」に改める。
第二十一條を次のように改める。
(平均標準給与月額)
第二十一條 平均標準給与月額は、組合員期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額とする。
第二十二條第一項中「決定に係る給付の額又は改定後の給付の額」を「給付の額(第三十八條第一項、第四十三條第一項又は第四十八條の規定により加算する金額を除く。又は当該加算する金額に改め、又はその金額が五十円に満たないとき)」及び「又はその金額が五十円に満たないとき」を削り、同条第二項中「平均標準給与の月額又は日額」を「平均標準給与月額」に改める。
第二十三條第四項中「三月、六月、九月及び十二月」を「二月、五月、八月及び十一月」に改める。
第二十三條の二を次のように改める。
(併給の調整)
第二十三條の二 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該年金である給付は、その支給を停止する。
一 退職共済年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。
イ 障害共済年金又は遺族共済年金
ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(退職を給付事由とするものを除く。)
ハ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金である保険給付(老齢を給付事由とするものを除く。)
ニ 国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とするものを除く。)
二 障害共済年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。
イ 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金
ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付
ハ 厚生年金保険法による年金である保険給付
付
ニ 国民年金法による年金である給付(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。)
三 遺族共済年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。
イ 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金
ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付(当該遺族共済年金(第四十六條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。))と同一の給付事由に基づいて支給されるものうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給されるものを除く。)
ハ 厚生年金保険法による年金である保険給付(当該遺族共済年金(第四十六條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。))と同一の給付事由に基づいて支給

されるものうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給されるものを除く。）

ニ 国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とするもの（当該給付を受ける権利を有する者が六十五歳に達しているものに限り）及び当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）

2 前項の規定により、この法律による年金である給付の受給権者が他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場合（当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。）に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、次の各号のいずれかに掲げる給付の額のうち当該各号に定める額については、同項の規定にかかわらず、その支給の停止を行わない。

一 退職共済年金 第三十七條第一項第二号に掲げる額に相当する額
二 障害共済年金 第四十二條第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる額に相当する額、同条第四項各号に定める額のうち政令で定める額に相当する額又は第四十五條第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する額
三 遺族共済年金 第四十七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる額の四分の三に相当する額、同条第二項第二号に掲げる額に相当する額又は同条第三項に定める額のうち政令で定める額に相当する額

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の

停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係る同項に規定する他のこの法律による年金である給付又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付について、この項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされなかつたときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第二十四條の見出し中「遺族共済年金」に改め、同条第一項中「遺族共済年金（通算遺族共済年金を除く。第二十六條において同じ。）」を「遺族共済年金」に、「主としてその収入により」を「（失業の宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。）その者によつて」に、「別表第二の上欄に掲げる程度の」を「第三十九條第二項に規定する障害等級の二級若しくは三級に該当する」に改め、同条第二項中「主としてその収入を」を「その者に改め、同条第三項を削る。

第二十六條の見出し中「遺族共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第一項を次のように改める。
遺族共済年金を受けるべき遺族の順位は、次の

の各号の順序とする。

一 配偶者及び子
二 父母
三 孫
四 祖父母

第二十七條第一項中「給付」を「遺族共済年金」に改め、同条第二項中「年金である給付」及び「年金」を「遺族共済年金」に改める。

第二十八條第一項中「退職給付又は障害給付を受ける権利を有する者」を「退職共済年金又は障害共済年金若しくは障害一時金の受給権者」に、「第二十四條第一項及び第二項、第二十六條並びに」を「第二十四條、第二十六條及び」に改め、同条第二項中「遺族共済年金を受ける権利を有する者」を「遺族共済年金の受給権者」に、「第二十四條第一項及び第二項、第二十六條並びに」を「第二十四條、第二十六條及び」に改める。

第二十九條を次のように改める。
（死亡の推定）
第二十九條 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の死亡が三月間わからぬ場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族共済年金の支給に関する規定又は前条第一項の規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の死亡が三月間わからぬ場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも同様とする。

第三十條第一項中「第二十八條」を「遺族共済年金及び第二十八條第一項」に、「含む」を「いう」に、「を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条第三項中「その給付の全部又は一部を行わない」を「退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額のうち、第二十三條の第二項各号に定める額の一部を支給しない」に改める。
第三十三條第三項中「退職給付」を「退職共済年金」に改める。
第三十四條第一項中「基いて」を「基づいて」に、「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改め、同条第二項中「給付を受ける権利を有する者」を「受給権者」に改める。
第三章第二節から第四節までを次のように改める。

第二節 退職共済年金
（受給権者）
第三十六條 退職共済年金は、組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。
一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七條第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。
二 退職した後六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限り）が六十五歳に達した後において、その者の標準給与の等級が政令で定める等級以下の等級に該当するとき、又は六十五

歳以上の組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る）であつて、その者の標準給与の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものの組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

（年金額）

第三十七条 退職共済年金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。ただし、一年以上の組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号に掲げる額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準給与月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十五年未満である者 平均標準給与月額額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 前項の退職共済年金の額については、受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

3 組合員である受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月前における組合員期間を退職共済年金の額の算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第三十八条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において組合員期間が二十年

以上となるに至つた当時。第三項において同じ）の者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者、十八歳未満の子又は二十歳未満で第三十九条第二項に規定する障害等級（第四項において単に「障害等級」という。）の二級若しくは三級に該当する障害の状態にある子が二十歳に達したとき。

一 死亡したとき。

二 受給権者によつて生計を維持されている状態になつたとき。

三 配偶者が離婚をしたとき。

四 配偶者が六十五歳に達したとき。

五 子が養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の子の養子になつたとき。

六 養子縁組による子が離婚をしたとき。

七 子が婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるものを除く）が十八歳に達したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳未満のものを除く）に就いて、その事情がなくなつたとき。

十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が二十歳に達したとき。

（組合員である間の支給の停止等）

第三十八条の二 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。ただし、その組合員である者の標準給与の等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級であるときは、その間は、当該標準給与の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職共済年金の額のうち、その額（第三十七条第一項第二号に掲げる額及び前条第一項に規定する加給年金額を除く）の百分の八十、百分の五十又は百分の二十に相当する部分及び同号に掲げる額に相当する部分に限り、支給を停止する。

2 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く）又は他の法律に基づき共済組合が支給する年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

3 前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が他の法律に基づき共済組合が支給する年金である給付（退職を給付事由とする年金に限る）又は厚生年金保険法による年金で

ある保険給付（老齢を給付事由とするものに限る）のうち同項に相当する規定により加給年金額が加算されたものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

（他の共済組合の組合員等である間の支給の停止）

第三十八条の三 退職共済年金の受給権者が他の法律に基づき共済組合の組合員でこの法律による給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（以下この項において「他の共済組合の組合員等」という。）となつた場合において、その者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が政令で定める額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等である間、その超える年の翌年八月から翌年七月までの分としてその者に支給されるべき退職共済年金については、その額のうち、その額（第三十七条第一項第二号に掲げる額及び第三十八条第一項に規定する加給年金額を除く）に当該所得金額の高低に応じて政令で定める率を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

2 前項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八條第二項に規定する給与所得の金額（退職共済年金及び国民年金法による老齢基礎年金その他の政令で定める年金である給付に係る所得の金額を除く）から所得税法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職共済年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

（失権）

第三十八条の四 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三節 障害共済年金及び障害一時金（障害共済年金の受給権者）

第三十九条 障害共済年金は、病氣にかかり、又は負傷した者で、その病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣（以下「傷病」と総称する。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第四十条 病氣にかかり、又は負傷した者で、その傷病に係る初診日において組合員であつたもののうち障害認定日において前条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になつたものが、当該障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

第四十一条 病氣にかかり、又は負傷した者で、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）に係る初診日において組合員であつたもののうち基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害

の状態に該当するに至つたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

2 前項の障害共済年金の支給は、第二十三条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求のあつた月の翌月から始めるものとする。

（障害共済年金の額）
第四十二条 障害共済年金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均標準給与月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

2 第三十九条若しくは第四十条の場合において障害共済年金の給付事由に係る障害が職務又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（以下「職務等傷病」という。）によるものであるときは、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも職務等傷病によるものであるときにおける前三条の規定による障害共済年金（以下「職務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

二 平均標準給与月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百）を乗じて得た額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、その額の百分の百二十五に相当する額）

3 前二項の場合において、障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一項第一号又は前項第一号に掲げる額が四十五万円より少ないときは、四十五万円をこれらの規定に掲げる額とする。

4 職務等による障害共済年金の額が、その受給権者の職務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める額より少ないときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級の一級 三百四十万円
二 障害等級の二級 二百四十万円
三 障害等級の三級 百九十万円
5 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由に係る障害に併合する障害認定日（前条の規定による基準傷病に係る障害認定日（前条第一項に規定する基準傷病に係る障害認定日）と、第四十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金についてはそれぞれその障害に係る障害認定日（同項に規定する障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、十八万円とする。

3 第三十八条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定によりその額が加算された障害共済年金について準用する。

（障害の程度が変わつた場合の障害共済年金の額の改定）
第四十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害等級に該当する障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

2 前項の規定は、障害共済年金（障害等級の三級に該当する程度の障害の状態に該当して支給されるものに限る。）の受給権者であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

（二以上の障害がある場合の取扱）

第四十五条 障害共済年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当して支給されるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第三十九条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 職務等による障害共済年金の受給権者に対して更に職務等による障害共済年金（障害共済年金のうち、職務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下この条において同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は職務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に

に職務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額は、第四十二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が、その者の職務等傷病による障害の程度が同条第四項各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ同項各号に定める額より少ないときは、同項各号に定める額を当該障害共済年金の額とする。

一 その者の職務等傷病による障害について支給されるべき障害共済年金の額として第四十二条第二項、第三項及び第五項の規定により算定する額

二 その者の職務等傷病による障害を職務等傷病によらないものとみなし、他の職務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ、支給されるべき障害共済年金の額として、第四十二条第一項、第三項及び第五項の規定により算定する額から当該職務等傷病による障害が職務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について支給されるべき障害共済年金の額としてこれらの規定により算定する額を控除した額

三 前項の場合においては、第四十三条第一項中「前条」とあるのは「第四十五条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」として、同条の規定を適用する。

四 前二項の規定は、これらの規定によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に職務等による障害共済年金又は職務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

五 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

六 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満た

ないときは、第二項及び第三項（第四項において準用する場合を含む）、第四十二条並びに第四十三条の規定にかかわらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

七 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害をその給付事由とする国民年金法による障害基礎年金を受けることができることにより当該障害共済年金の支給が停止される場合においては、同項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の給付事由に係る障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特別その他当該障害共済年金に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の二 障害共済年金の受給権者（当該障害共済年金の給付事由に係る障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く）を受ける権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由に係る障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由に係るものであるときを除く）は、当該障害共済年金の給付事由に係る障害と当該障害基礎年金の給付事由に係る障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

（組合員である間の支給の停止等）
第四十五条の三 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。ただし、その組合員である者の標準給与の等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級であるときは、その間は、当該標準給与の等級の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、障害共済年金の額のうち、その額（第四十二条第一項第二

号及び第二項第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額、第四十三条第一項に規定する加給年金額並びに第四十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む）の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する額を除く）の百分の八十、百分の五十又は百分の二十に相当する部分並びに第四十二条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額並びに第四十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む）の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する部分に限り、支給を停止する。

二 第三十八条の二第二項の規定は、第四十三条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において、第三十八条の二第二項中「前条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

三 障害共済年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、当該障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。

（厚生年金保険の被保険者等である間の支給の停止）
第四十五条の四 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者又は第三十八条の三第一項に規定する他の共済組合の組合員等（以下この項において「被保険者等」という。）となつた場合において、その者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が同条第一項の政令で定める額を超えるときは、当該被保険者等である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべき障害共済年金については、その額のうち、その額（第四十二条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる額、同条第四項各号に掲げる額のうち政令で定める額に相当する額、第四十

三条第一項に規定する加給年金額並びに第四十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む）の規定により算定した額のうち政令で定める額に相当する額を除く）に当該所得金額の高低に応じて政令で定める率を乗じて得た額に相当する額の支給を停止する。

二 第三十八条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止について準用する。

（障害共済年金の失権）

第四十五条の五 障害共済年金を受ける権利は、第四十五条第五項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた場合において、その該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過したときは、消滅する。

（障害共済年金と障害補償等との調整）

第四十五条の六 職務等による障害共済年金（第四十五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む）の規定によりその額が算定される障害共済年金を含む）は、その職務等傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金若しくは傷病補償年金又は障害年金若しくは傷病年金が支給されることとなつたときはこれらの保険給付が行われる間、当該職務等による障害共済年金の額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与月額に十二を乗じて得た額の百分の二十（その受給権者の職務等傷病による障害の程度が障害等級の二級に該当する場合にあつては、百分の三十）に相当する額（第四十五条第二項）同条第四項において準用する場合を含む）の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当して支給されるものにあつては、政令で定める額）（当該障害共済年金の額

が第十九条の三の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところにより改定した額の支給を停止する。

(障害一時金の受給権者)

第四十五条の七 障害一時金は、病氣にかかり、又は負傷した者で、その傷病に係る初診日において組合員であつたものが、その傷病(労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法の規定による障害補償)が若しくは障害給付の支給を受けないものに限る。の結果として、退職した日(当該傷病について健康保険又はこれに相当する制度による療養の給付又は特定療養費若しくは療養費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日)に、政令で定める程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。

2 同時に二以上の障害(前項の傷病によらないものを除く)があるときは、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第四十五条の八 前条の場合において、退職した日又は傷病が治つた日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

一 この法律による年金である給付の受給権者
二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付、厚生年金法による年金である給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者

(障害一時金の額)

第四十五条の九 障害一時金の額は、次の各号に掲げる額の合算額の百分の二百に相当する額とする。この場合において、第一号に掲げる額が四十五万円より少ないときは、四十五万円を同

号に掲げる額とする。

一 平均標準給付月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

二 平均標準給付月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

第四節 遺族共済年金

(受給権者)

第四十六条 遺族共済年金は、組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者の遺族に支給する。

一 組合員(失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む)が死亡したとき。

二 組合員であつた者が、退職した後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡したとき。

三 障害等級の二級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

(年金額)

第四十七条 遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額

イ 平均標準給付月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

ロ 平均標準給付月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

二 前条第一項第四号に該当することにより支給される年金 次のイ及びロに掲げる額の合算額の四分の三に相当する額

イ 平均標準給付月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額
ロ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 組合員期間が二十五年以上である者
平均標準給付月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

(2) 組合員期間が二十五年未満である者
平均標準給付月額額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 組合員が、職務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金(以下「職務等による遺族共済年金」という)の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 平均標準給付月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数(前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額の四分の三に相当する額

二 平均標準給付月額額の千分の三・三七五に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百未満であるときは、三百)を乗じて得た額

3 職務等による遺族共済年金の額が八十五万円より少ないときは、前項の規定にかかわらず、

八十五万円を当該遺族共済年金の額とする。

第四十八条 遺族共済年金(第四十六条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金)でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に四十五万円を加算した額とする。

(支給の停止)

第四十九条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の二級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、妻に支給する。

6 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、子に支給する。

第五十条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者、同順位者がなくときは次順位者の申請により、所在不明中当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができ

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第五十一条 第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が四十歳未満であるとき、又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、その額のうち、同条の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が他の法律に基づき共済組合が支給する年金である給付（死亡を給付事由とするものに限る。）又は厚生年金保険法による年金である保険給付（死亡を給付事由とするものに限る。）のうち、同条に相当する規定により加算する額が加算されたものの支給を受けることができるときは、その間、その額のうち、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

（失権及び転給）

第五十二条 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。この場合において、遺族共済年金の支給を受けるべき同順位者がなく後順位者があるときは、その者にこれを支給する。
一 死亡したとき。
二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつたとき（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 受給権者である子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にあるものを除く。）が十八歳に達したとき。

六 受給権者である障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳未満のものを除く。）について、その事情がなくなつたとき。

（遺族共済年金と遺族補償等との調整）

第五十二条の二 職務等による遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について労働基準法第七十九条の規定による遺族補償が行われることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行われる間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準給与月額額の千分の三・三七五に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する額（当該遺族共済年金の額が第十九条の三の規定により改定された場合には、当該改定の措置に準じて政令で定めるところによりその額を改定した額）の支給を停止する。

第五十三条中「（任意継続組合員を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二号及び第三号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第五十四条第一項中「費用」の下に「（国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。）」を加え、同条第二項中「又は任意継続組合員」を「の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員に」、「前日の属する月」を「属する月の前月」に改め、同項後段を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「組合員と任意継続組合員」とを削り、同項を同条第四項とし、

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月の掛金を徴収する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は他の法律に基づく共済組合でこの法律による給付に相当する給付を行うものの組合員、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七十一条第一号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は徴収しない。

第五十五条第二項を削る。
第五十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「その資格を喪失し、又は引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた」を「死亡し、その他職員でなくなつた日が月の末日である」に改め、「前日」を削り、「含む」の下に「次項において同じ」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「行なわれない」を「行われない」に改め、「（組合員がその資格を喪失し、又は引き続き他の農林漁業団体等の職員となつた場合には、その日の前日の属する月分の掛金を含む。）」を削り、同条中同項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第五十七条第一項中「又は任意継続組合員」を削る。
第六十一条第二項中「（第十七条第七項において準用する場合を含む。）」を削る。
第六十二条を次のように改める。
（国の補助）
第六十二条 国は、毎年度、組合が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の額の三分の一に相当する額を補助する。

2 国は、前項の規定により補助する額を、政令で定めるところにより、組合に交付しなければならぬ。
3 国は、第一項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、組合の事務に要する費用を補助することができる。

第六十三条第一項及び第六十六条第一項中「若しくは任意継続組合員」を削り、「又は旧通則法第七十一条の規定による確認その他の組合員期間の確認」を「組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査」に改める。
第七十二条第二項中「第六十二条第一項各号」を「第六十二条第三項」に改める。
第七十六条第二項中「又は任意継続組合員」を削る。
第七十七条第二項中「任意継続組合員」を削る。

第七十七条の二の次に次の一条を加える。
（組合員期間以外の期間の確認）
第七十七条の三 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組合員期間以外の組合員期間等については、社会保険庁長官（その期間が他の法律に基づく共済組合でこの法律による給付に相当する給付を行うものの組合員であつた期間である場合には、当該共済組合）の確認を受けたところによる。

2 前項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金法又は当該共済組合に係る法律の定めるところにより、国民年金法又は当該共済組合に係る法律に定める審査機関に審査請求をすることができる。

3 第一項の場合において、組合員期間以外の各期間に係る同項に規定する確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。
第七十八条中「任意継続組合員」を削り、「基づく」に改める。
第七十八条の次に次の二条を加える。
（資料の提供）
第七十八条の二 組合は、年金である給付に関する処分に必要があると認めるときは、その受給権者に対する厚生年金保険法による年金で

ある保険給付若しくは国民年金法による年金である給付若しくは他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付又はその配偶者に対する第三十八条の二第二項（第四十五條の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、社会保険庁長官若しくは当該他の法律に基づく共済組合又は第三十八條の二第二項に規定する政令で定める給付に係る制度の管理機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（経過措置）
第七十八條の三 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第八十條第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第八十一條中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十二條中「第二十條第二項」を「第二十條第三項」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第八十三條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第六條を削り、第六條の二を第六條とし、第六條の三を削り、第六條の四を第六條の二とし、第六條の五を削る。

附則第六條の六第一項中「（任意継続組合員であつた期間を除く。）」を削り、同条を附則第六條の三とする。

附則第六條の七を削る。

附則第七條から第十二條までを次のように改める。

（退職共済年金の特例）

第七條 当分の間、一年以上の組合員期間を有する六十五歳未満の者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等が二十五年以上である者が、退職した後組合員となることなくして六十

歳に達したとき、又は六十歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後六十歳に達した者又は六十歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上となつたとき。

2 当分の間、前項に定めるもののほか、組合員期間等が二十五年以上である組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）が六十歳以上六十五歳未満である間において、その者の標準給与の等級が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級に該当するとき、又は六十歳以上六十五歳未満である組合員（一年以上の組合員期間を有する者に限る。）であつて、その者の標準給与の等級が当該政令で定める等級以下の等級であるものの組合員期間等が二十五年以上となつたときは、その者に退職共済年金を支給する。

第八條 前条の規定による退職共済年金の額は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 一千二百五十円に組合員期間の月数（当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十）を乗じて得た額

二 平均標準給与月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 組合員期間が二十五年以上である者 平均標準給与月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十五年未満である者 平均標準給与月額額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

2 第三十七條第二項及び第三十三條第三十八條の規定は、前項の退職共済年金の額について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第八條第一項」とある

るのは「附則第八條第一項の規定並びに同条第二項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

第九條 附則第七條の規定による退職共済年金については、第二十二條第一項中「第三十八條第一項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する第三十八條第一項」と、第二十三條の二第二項第一号中「第三十七條第一項第一号」とあるのは「附則第八條第一項第一号」と、第三十八條の二第二項中「第三十七條第一項第一号」とあるのは「附則第八條第一項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同条第二項において準用する前条第一項」と、同条第二項及び第三項中「前条第一項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第一項」と、第三十八條の三第一項中「受給権者が」とあるのは「受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）」と、「第三十七條第一項第二号に掲げる額及び第三十八條第一項」とあるのは「附則第八條第一項第三号に掲げる額及び同条第二項において準用する第三十八條第一項」とする。

2 附則第七條の規定による退職共済年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九條の二第四項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

第十條 附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利は、第三十八條の四の規定により消滅するほか、その受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十一條 附則第七條の規定による退職共済年金（その額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第三十八條第一項中「その権

利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「前条第三項」とあるのは「附則第八條第二項において準用する前条第三項」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「その権利」とあるのは「附則第七條の規定による退職共済年金を受ける権利」と、「その者」とあるのは「から引き続きその者」とする。

（特例による退職共済年金の支給開始年齢等の特例）
第十二條 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第一の上欄に掲げるものに対する附則第七條第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

2 組合員期間が二十年以上である者のうち附則別表第二の上欄に掲げるものが、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第七條第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける者については、附則第九條の規定により読み替えられた第三十八條の二第一項中「その間」とあるのは、「その間（六十歳以上である間に限る。）」とする。

第十三條 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に、退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項の

規定の適用がある場合を除き、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第七条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に、退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第七条の規定による退職共済年金は、支給しない。

3 前二項の規定による退職共済年金の額は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、附則第八条第一項の規定の例により算定した額から、その額の百分の四に相当する額に、附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

4 第三十七條第二項及び第三項並びに第三十八條の規定は、前項の退職共済年金の額について準用する。この場合において、同条第一項中「前条」とあるのは「附則第十三条第三項の規定並びに同条第四項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する第三十八條第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、同項の規定

により加算する部分の支給を停止する。

6 第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、第二十二條第一項中「第三十八條第一項」とあるのは「附則第十三条第四項において準用する第三十八條第一項」と、第二十三條の二第二項第一号中「第三十七條第一項第二号に掲げる額」とあるのは「附則第八条第一項第三号に掲げる額に係る附則第十三条第三項の規定による減額後の額」と、第三十八條の二第一項中「その間」とあるのは「その間（六十歳以上である間に限る）」と、「第三十七條第一項第二号に掲げる額」とあるのは「附則第八条第一項第三号に掲げる額に係る附則第十三条第三項の規定による減額後の額」と、「前条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する前条第一項」と、同条第二項及び第三項中「前条第一項」とあるのは「附則第十三条第四項において準用する前条第一項」と、第三十八條の三第一項中「受給権者が」とあるのは「受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く）」と、「第三十七條第一項第二号に掲げる額及び第三十八條第一項」とあるのは「附則第八条第一項第三号に掲げる額に係る附則第十三条第三項第三項の規定による減額後の額及び同条第四項において準用する第三十八條第一項」とする。

7 附則第九条第二項、附則第十条及び附則第十一条の規定は、第一項又は第二項の規定により支給する退職共済年金について準用する。

8 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第三十七條第一項の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額に第三項の規定により減じらるべきこととされた附則第八条第一項第二号及び第三号に掲げる額の合算額で除して得た額を乗じて得た額を減じた額とする。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者につき、第四項において準用する第三十七條第三項の規定を適用する場合その他当該受給権者が六十五歳に達する前に再び組合員となつた場合における退職共済年金の額の算定等について必要な事項は、政令で定める。

10 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項及び第二項の規定の適用を受ける者を除く）が、六十歳に達する前に退職した場合において、五十五歳に達した後六十歳に達する前に、退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、当該申出を第一項の規定による申出とみなして、第一項及び第三項から前項までの規定を準用する。この場合において、第三項及び第五項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは、「六十歳」と読み替えるものとする。

（障害共済年金の特例）

第十四條 第四十條及び第四十一條の規定は、当分の間、国民年金法附則第九条の二第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第四十四條第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

（遺族共済年金の支給開始年齢の特例）

第十五條 遺族共済年金（夫、父母又は祖父母に對するものに限る。）の受給権者のうち附則別表第三の上欄に掲げる者に対する第四十九條第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（退職一時金の返還）

第十六條 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十五号）第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含み、政令で定めるものを除く。）の支給を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下「退職共済年金等」という。）を受ける権利を取得したときは、当該退職一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「退職一時金支給額等」という。）に相当する額を当該退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、組合に返還しなければならない。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、退職一時金支給額等に相当する額を当該退職共済年金等の額から組合が控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を取得した日から六十日を経過する日以前に、組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における同項に規定する退職一時金支給額等に相当する額の返還は、組合が、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、退職一時金支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行ふものとする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する退職一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を取得した日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第十七條 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を取得したときは、同項

に規定する者が支給を受けた同項に規定する退職一時金の額に利子に相当する額を加えた額に相当する額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する退職一時金支給額等に相当する額から同項又は同条第三項の規定により既に返還され

た額を控除した額）を当該遺族共済年金を受ける権利を取得した日の属する月の翌月から一年以内、一時に又は分割して、組合に返還しなければならぬ。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

附則別表第一（附則第十二条、第十三条関係）

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二（附則第十二条、第十三条関係）

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和六十一年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十一年七月三十一日までの間に退職した者又は昭和六十一年七月二日から昭和六十一年七月三十一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳
昭和六十一年七月二日から昭和六十一年七月三十一日までの間に退職した者又は昭和六十一年七月二日から昭和六十一年七月三十一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
昭和六十一年七月二日から昭和六十一年七月三十一日までの間に退職した者又は昭和六十一年七月二日から昭和六十一年七月三十一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

附則別表第三（附則第十五条関係）

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者	五十六歳
昭和六十一年七月一日から昭和六十一年七月三十一日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者	五十七歳
昭和六十一年七月二日から昭和六十一年七月三十一日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者	五十八歳
昭和六十一年七月二日から昭和六十一年七月三十一日までの間に遺族共済年金を受ける権利を取得した者	五十九歳

別表第一から別表第三までを削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（用語の定義）

第二条 この条から附則第五十五条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

当該各号に定めるところによる。

- 一 新共済法 改正後の農林漁業団体職員共済組合法をいう。
- 二 旧共済法 改正前の農林漁業団体職員共済組合法をいう。
- 三 組合員期間等 新共済法第三十六条第一項第一号に規定する組合員期間等をいう。

四 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金、それ旧共済法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金をいう。

五 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総理府において作成した全国消費者物価指数をいう。

六 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金、それ新共済法による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

七 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金、それ新共済法による一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「法律第 号」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十一年法律第百四十一号。以下「新国民年金法」という。）による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

（任意継続組合員）

第三条 旧共済法第七十条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合員、同条第一項の規定による任意継続組合員（以下単に「任意継続組合員」という。）又は同条第二項の規定により同条第一項の申出をすることができた者については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「退職年金を受けるに必要な組合員期間を満たして」とあるのは「組合員期間が二十年に達して」と、同条第五項及び第六項第五号中「第五十六条第三項」とあるのは「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「法律第 号」という。）と読み替えるものとする。

2 任意継続組合員又は任意継続組合員であつた期間については、この条及び附則第七條第二項に規定するもののほか、それぞれ組合員又は組合員であつた期間とみなし、新共済法（第七條第三項及び第五項、第十四条から第十六条まで、第二十條、第五十五條、第五十六條、第六

十三條第三項、第六十五條第二項、附則第十二條第二項並びに附則第十三條第二項を除く。）及び附則（この条、附則第六條及び附則第七條第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、新共済法第三十六條第一項中「退職した」とあるのは「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号。以下「六十一年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた六十一年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第七條（以下「改正前の第七條」という。）第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、同条第二項中「等級が政令で定める等級以下の等級に該当する」とあるのは「月額が政令で定める額以下である」と、「等級が当該政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が当該政令で定める額以下である」と、新共済法第三十七條第三項（新共済法附則第八條第二項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。）中「退職した」とあるのは「改正前の第七條第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、新共済法第三十八條の二第一項ただし書及び第四十五條の三第一項ただし書中「等級が第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が第三十六條第二項の政令で定める額以下である」と、「等級の高低」とあるのは「月額の高低」と、新共済法第四十五條の七第一項、第四十五條の八及び第四十六條第一項第二号中「退職した」とあるのは「改正前の第七條第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」と、新共済法第五十七條第一項中「農林漁業団体」とあるのは「六十一年改正法附則第三條第一項に規定する任意継続組合員」と、新共済法第六十一條第二項中「同条第二項」とあるのは「改正前の第七條第七項において準用する第十六條第二項」と、新共済法附則第七條第一項中「退職した」とあるのは「改正前の第七條第六項第二号、第四号又は第五号

に掲げる事由に該当した」と、同条第二項中「等級が第三十六条第二項の政令で定める等級以下の等級に該当する」とあるのは「月額が第三十六条第二項の政令で定める額以下である」と、「等級が当該政令で定める等級以下の等級である」とあるのは「月額が当該政令で定める額以下である」と、新共済法附則第十三条第一項及び第十項中「退職した」とあるのは「改正前の第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当した」とする。

3 任意継続組合員の各月の標準給与は、その資格を取得する前の最後の標準給与によるものとする。

4 任意継続組合員は、新共済法第五十四条の規定による掛金の全額を負担する。

5 任意継続組合員は、次項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛金を、翌月の末日までに農林漁業団体職員共済組合(以下「組合」という。)に納付する義務を負う。

6 第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第十七条第四項の規定により任意継続組合員の資格を取得した者は、同条第三項の通知を受けたときは、その資格を取得した日の属する月から当該通知を受けた日の属する月までの各月の掛金を、当該通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

(組合員期間の計算に関する経過措置)

第四條 新共済法第十八条の規定は、施行日以後の組合員であつた期間に係る組合員期間の計算について適用し、施行日前の組合員であつた期間に係る組合員期間の計算については、なお従前の例による。

(施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的な経過措置)

第五條 別段の定めがある場合を除き、新共済法の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

2 新共済法の通則(新共済法第四十二条第二項に規定する通則をいう。以下この項において同じ。)による災害に係る給付に関する規定は、施行日以後の通則による災害により給付事由が生じた給付について適用し、施行日前の通則による災害により給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(標準給与に関する経過措置)

第六條 施行日前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和六十一年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を新共済法第二十条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(平均標準給与と月額の計算の特例)

第七條 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものについて施行日まで引き続き施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額を算定する場合において、その者の施行日まで引き続き施行日前の組合員期間のうち昭和五十六年四月一日以後の期間の各月における標準給与の月額の合算額を当該期間の月数で除して得た額に当該施行日まで引き続き施行日前の組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額をもつて、その者の施行日まで引き続き施行日前の組合員期間の各月における標準給与の月額とみなす。

2 施行日前に退職(職員でなくなること(死亡した場合又は職員でなくなつた日若しくはその翌日に再び職員となつた場合を除く。))をいひ、任意継続組合員にあつては、旧共済法第十七条第六項第二号、第四号又は第五号に掲げる事由に該当することをいう。以下同じ。))をした(以下「退職した」という。)者についてその施行日前の退職に係る組合員期間に係る平均標準給与月額を算定する場合においては、当該退職に係る組合員期間ごとに、次の各号に掲げる者の区分に

応じ、施行日の前日においてその者がその給付を受ける権利を有していた通算退職年金の額(その者が同日において通算退職年金を受ける権利を有していなかつたときは、当該退職のときから通算退職年金を受けていたとしたならば同日において受けるべきであつた通算退職年金の額)の算定の基礎となつた平均標準給与の月額(その者が昭和六十一年三月三十一日以前に退職した者である場合には、その額に、政令で定める額を加算した額とする。以下この項において「通算退職年金算定基礎月額」という。)を基準として当該各号に定める額をもつて、その者の施行日前の当該退職に係る組合員期間の各月における標準給与の月額とみなす。

一 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が十二月である者 通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額

二 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三十六月である者 通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額

三 通算退職年金算定基礎月額の算定の基礎となる組合員期間の月数が六十月である者 通算退職年金算定基礎月額に当該退職に係る組合員期間の年数に応じ政令で定める数値を乗じて得た額

四 前三号に掲げる者以外の者 通算退職年金算定基礎月額

3 前二項に定めるもののほか、施行日前の組合員期間に係る平均標準給与月額の算定について必要な事項は、政令で定める。

(物価上昇に応じた加給年金額等の改定)

第八條 昭和五十八年度の年度平均の物価指数に對する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率(以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。)が百分の百を超えた場合における次の各号

に掲げる規定の適用については、昭和六十一年四月分以後、次の各号に掲げる規定に定める額は、その額を昭和五十八年度基準物価上昇比率を基準として政令で定めるところにより改定した額とする。

一 新共済法第三十八条第二項、第四十二条第三項及び第四項各号、第四十三条第二項、第四十五条の九後段、第四十七条第三項、第四十八条並びに附則第八条第一項第一号の規定並びに附則第十五条第一項第一号及び附則別表第四の下欄の規定

二 附則第二十七條第一項においてその例によることとされる新国民年金法第三十八條及び第三十九條第一項並びに附則第二十七條第二項においてその例によることとされる新国民年金法第三十八條及び第三十九條の二第一項の規定

(施行日前に退職した者に対する新共済法の規定の適用)

第九條 新共済法の退職共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者で施行日以後に組合員であつた期間を有しないものについても、適用する。ただし、その者が退職年金若しくは減額退職年金の受給権者又は大正十五年四月一日以前に生まれた通算退職年金の受給権者であるときは、この限りでない。

2 新共済法の障害共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日前の組合員であつた間の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気(以下「傷病」と総称する。)により、施行日以後に新共済法第三十九條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になつた場合についても、適用する。ただし、当該傷病による障害を基礎とする障害年金を受ける権利を有していたことがあるときは、この限りでない。

3 新共済法の遺族共済年金に関する規定は、施行日前に退職した者が、施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

(併給の調整に関する経過措置)

第十條 新共済法第二十三條の二第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げる新共済法による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害年金、遺族年金又は通算遺族年金を受けることができるとき。

二 障害共済年金 旧共済法による年金である給付を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 旧共済法による年金である給付を受けることができるとき。

2 次の各号に掲げる旧共済法による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 障害共済年金又は遺族共済年金

ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で障害共済年金又は遺族共済年金に相当するもの

ハ 法律第 号第三條の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「新厚生年金保険法」という。)による障害厚生年金又は遺族厚生年金

ニ 新国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とするもの並びに法律第 号附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び法律第 号附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。)

二 障害年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 新共済法による年金である給付

ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で新共済法による年金である給付に相当するもの

ハ 新厚生年金保険法による年金である保険給付

ニ 新国民年金法による年金である給付(法律第 号附則第二十五條の規定により支給される障害基礎年金及び法律第 号附則第二十八條の規定により支給される遺族基礎年金を除く。次号ニにおいて同じ。)

三 遺族年金又は通算遺族年金 次のイからニまでのいずれかに掲げる給付を受けることができるとき。

イ 新共済法による年金である給付

ロ 他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で新共済法による年金である給付に相当するもの

ハ 新厚生年金保険法による年金である保険給付

ニ 新国民年金法による年金である給付(老齢を給付事由とするもの(当該給付を受ける権利を有する者が六十五歳に達しているものに限り)を除く。)

3 新共済法第二十三條の二第三項から第六項までの規定は、前二項の場合について準用する。

4 退職年金、減額退職年金又は通算退職年金は、その受給権者(六十五歳に達している者に限り)が遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは新厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、第二項の規定にかかわらず、当該退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止を行わなければならない。

5 退職共済年金の受給権者が法律第 号附則第三十一條第一項に規定する者であるときは、その者が受ける退職共済年金は、前各項、新共済法第二十三條の二、新国民年金法第二十二條その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用に

ついては、退職年金とみなし、退職共済年金でないものとみなす。

6 前項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金の受給権者が障害年金を受ける権利を有するときは、その者に有利ないずれかの給付を行うものとする。

7 障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の受給権者が法律第 号附則第三十一條第一項に規定する者であるときは、第二項第二号ロ中「もの」とあるのは「もの(退職を給付事由とするものを除く。次号ロにおいて同じ。)」として、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

(組合員期間等に関する経過措置)

第十一條 施行日前における次に掲げる期間は、組合員期間等に算入する。

一 法律第 号附則第八條第一項及び第二項の規定により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間のうち組合員期間以外の期間

二 法律第 号附則第八條第五項の規定により合算対象期間に算入することとされた期間のうち組合員期間以外の期間

2 前項の規定により組合員期間等に算入することとされた期間の計算については、法律第 号附則第八條第三項、第六項、第七項、第八項後段及び第九項の規定の例による。

3 施行日前に組合員であつた期間を有する者で組合員期間が二十年未満であるもの又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額を算定する場合においては、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十五号。以下「五十四年改正法」という。)第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十八條第三項の規定その他政令で定める規定による退職一時金を受けた者の当該退職一時金の基礎となつた組合員期間は、当該退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間

に該当しないものとする。この場合において、新共済法附則第十六條第一項及び第十七條の規定にかかわらず、当該退職一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額に相当する額の返還を要しないものとする。

(退職共済年金の支給要件等の特例)

第十二條 組合員期間等が二十五年未満である者で附則別表第一の上欄に掲げるものの組合員期間の年数が、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上であるときは、その者に対する新共済法第三十六條、第四十六條第一項第四号、附則第七條並びに附則第十三條第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、その者は組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

2 前項に規定する者又はその者の遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額の算定については、同項に規定する者は、新共済法第三十七條第一項第二号イに掲げる者、新共済法第四十七條第一項第二号ロイに掲げる者又は新共済法附則第八條第一項第三号イに掲げる者に該当するものとみなす。

3 組合員期間等が二十五年未満である者(大正十五年四月一日以前に生まれた者を除く)が、法律第 号附則第十二條第一項各号のいずれかに該当するときは、その者に対する新共済法第三十六條、第四十六條第一項第四号、附則第七條並びに附則第十三條第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上であるものとみなす。

4 大正十五年四月一日以前に生まれた者に係る退職共済年金は、新共済法第三十六條及び附則第七條の規定にかかわらず、旧共済法及び法律第 号附則第二條の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の規定がなおその効力を有していたとしたならばその者に対し適用されるこれらの規定並びに通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二

号) 附則の規定により退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきことができないときは支給しない。

(退職年金等の受給権者に対する退職共済年金の額の算定)

第十三条 退職共済年金の受給権者が施行日の前日において退職年金又は減額退職年金の受給権者であるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間は、当該退職共済年金の額の算定の基礎としない。ただし、その者は、新共済法第三十七条第一項第二号に掲げる者又は新共済法附則第八條第一項第三号に掲げる者に該当するものとみなす。

2 退職年金又は減額退職年金の受給権者に支給する退職共済年金については、新共済法第三十八條第一項の規定にかかわらず、同項の加給年金額は加算しない。

(退職共済年金の額の一般的特例)

第十四条 附則表第二の第一欄に掲げる者又はその者の遺族に対する新共済法第三十七條第一項、第四十七條第一項第二号及び第二項第一号並びに附則第八條第一項の規定の適用(新共済法第四十七條第二項第一号の規定の適用)については、新共済法第四十六條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の額を算定する場合に限る。については、同欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「千分の七・五」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる割合に、「千分の一・五」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる割合に、「千分の〇・七五」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる割合に読み替へるものとする。

2 前項に規定する遺族に対する新共済法第四十七條第二項第二号及び第五十二條の二の規定の適用(新共済法第四十六條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の額を算定する場合に限る)については、これらの規定中「千分の三・三七五」とあるのは、「千分の

三・三七五(その組合員又は組合員であつた者が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則表第二の第一欄に掲げる者であるときは、同表の第二欄に掲げる割合の四分の一に相当する割合に同表の第三欄に掲げる割合を加えた割合)」とする。

3 退職年金若しくは減額退職年金又は法律第三條第三項の規定による改正前の厚生年金保険法の受給権者で昭和二年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれたものに対する新共済法第三十七條第一項及び附則第八條第一項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、新共済法第三十七條第一項及び附則第八條第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の十」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の〇・五」と、「千分の〇・七五」とあるのは「千分の〇・二五」とする。

(退職共済年金の額の経過的加算)

第十五条 新共済法第三十六條の規定による退職共済年金(大正十五年四月一日以前に生まれた者及び退職年金、減額退職年金又は前条第三項の政令で定める年金の受給権者で昭和六年四月一日以前に生まれたもの(次項、第五項及び第六項において「特定受給権者等」という)に係るものを除く)の額の算定については、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、新共済法第三十七條第一項の規定により算定した額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を加算した額とする。

一 千二百五十円に組合員期間の月数(当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十)を乗じて得た額

二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額(新国民年金法第十六條の二又は法律 号附則第九條の規定による年

金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額)にイに掲げる月数をロに掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額

イ 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの(二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間に係るものを除く)の月数

ロ 附則表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める月数

2 附則表第二の第一欄に掲げる者(特定受給権者等を除く)に対する前項第一号の規定及び新共済法附則第八條第一項第一号の規定の適用については、これらの規定中「千二百五十円」とあるのは、「千二百五十円に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

3 前項の規定により読み替へて適用される第一項第一号及び新共済法附則第八條第一項第一号の政令で定める率は、附則表第二の第二欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千二百五十円にその率を乗じて得た額が昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円までの間を一定の割合で通減するように定められるものとする。

4 昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えるに至つた場合における前項の規定の適用については、同項中「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から千二百五十円」とあるのは、「昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を二千五百円に乘じて得た額から昭和五十八年度基準物価上昇比率を千二百五十円に乘じて得た額」とする。

5 特定受給権者等に係る新共済法第三十六條の規定による退職共済年金の額は、新共済法第三十七條第一項の規定にかかわらず、同項の規定

により算定した額に、二千五百円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下「昭和五十四年度基準物価上昇比率」という)を乗じて得た額を基準として政令で定める額に組合員期間の月数(当該月数が四百二十を超えるときは、四百二十)を乗じて得た額を加算した額とする。

6 特定受給権者等に対する新共済法附則第八條第一項第一号の規定の適用については、同号中「千二百五十円」とあるのは、「二千五百円に農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則第十五條第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

(退職共済年金の加給年金額の特例)

第十六条 退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、新共済法第三十八條第一項(新共済法附則第八條第二項及び第十三條第四項(同条第十項において準用する場合を含む)において準用する場合を含む。次項において同じ)の規定及び第四十三條第一項の規定の適用については、これらの規定中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」とする。この場合において、当該配偶者については、新共済法第三十八條第四項第四号(新共済法第四十三條第三項並びに新共済法附則第八條第二項及び第十三條第四項(同条第十項において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)の規定は適用しない。

2 退職共済年金の受給権者が附則表第四の上欄に掲げる者であるときは、新共済法第三十八條第一項の規定による配偶者に係る加給年金額は、同条第二項(新共済法附則第八條第二項及

び第十三条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、新共済法第三十八条第二項に定める額にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額とする。

（通算退職年金の受給権者に係る退職共済年金の特例）

第十七条 施行日前に退職した者で退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していないもの（第四項において「退職年金受給権のない退職者」という。）が退職共済年金の支給を受けることとなつたときは、通算退職年金は支給しない。

2 前項の規定により支給しないこととされた通算退職年金について受ける権利を有していた者が受ける権利を有することとなつた退職共済年金の額が、その者が施行日の前日において受ける権利を有していた通算退職年金の額（その者が大正十五年四月一日以前に生まれた者であるときは、当該退職共済年金の給付事由が生じた日の前日において受ける権利を有していた当該通算退職年金の額とし、その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該通算退職年金の額から、老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額とする）より少ないときは、その額に相当する額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

3 退職共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第十九条の三の規定による年金の額の改定は、同項の規定の適用がないものとした場合の退職共済年金の額について行うものとする。この場合において、当該改定後の退職共済年金の額が当該改定前において支給を受けていた退職共済年金の額より少ないときは、その額をもつて同条の規定による改定後の退職共済年金の額とする。

4 退職年金受給権のない退職者で退職共済年金

の支給を受けるものが施行日前に二回以上の退職をした者である場合における前三項の規定の適用に必要経過措置については、政令で定める。

（退職年金を受けることができた者等に係る退職共済年金の特例）

第十八条 退職共済年金の受給権者が施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるものうち次の各号に掲げるものである場合における当該退職共済年金の額については、新共済法第三十七条、第三十八条及び附則第八条の規定並びに附則第十二条から第十六条までの規定により算定した額が、当該各号に定める額（その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該各号に定める額から当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を控除した額。以下この項において同じ。）より少ないときは、当該各号に定める額をもつて、当該退職共済年金の額とする。

一 施行日の前日において退職したとしたならば、退職年金を受ける権利を有することができた者。その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。）附則の規定により算定した当該退職年金の額に相当する額

二 施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者。その者が同日において退職したものとみなして、旧共済法、三十九年改正法附則及び農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十二号。以下「四十一年改正法」という。）附則第三条の規定により改定するものとした場合の当該退職年金又は減額退職年金の当該改定後の額から当該改定前の額を控除した額に相当する額

2 前条第三項の規定は、退職共済年金の額が前

項の規定により算定されたものである場合における新共済法第十九条の三の規定による当該退職共済年金の額の改定について準用する。

（施行日前の組合員期間を有する者の退職共済年金の特例）

第十九条 附則第十三条及び前二条に定めるもののほか、施行日前に退職した者に支給する退職共済年金の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第三十八条の三の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の退職共済年金に関する規定の適用に必要経過措置については、政令で定める。

（障害年金の支給の特例）

第二十條 施行日の前日に組合員であつた者（同日に退職した者及び障害年金の受給権者を除く。）で同日において退職したとしたならば、同日において障害年金を受ける権利を有することができたものについては、別段の定めがあるもののほか、その者が施行日の前日において退職したものとみなして、旧共済法及び三十九年改正法附則の障害年金に関する規定の例により、その者に障害年金を支給する。

（障害共済年金の支給要件の特例）

第二十一条 新共済法第四十条第一項の規定による障害共済年金は、同一の傷病による障害について障害年金又は法律第 号第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による障害年金を受ける権利を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

（施行日前の組合員期間を有する者の障害共済年金の特例）

第二十二條 施行日前の組合員であつた間における傷病（新共済法第三十九条第一項に規定する初診日が施行日前にあるものに限り）により施行日以後において障害の状態にある者に対する障害共済年金の特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第四十五条の四

の規定による支給の停止の特例その他の施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法の障害共済年金及び障害一時金に関する規定の適用に必要経過措置については、政令で定める。

（障害年金と障害共済年金とを併給する場合の取扱い等）

第二十三条 障害年金でその給付事由に係る障害の程度が新共済法第三十九条第二項に規定する障害等級（以下単に「障害等級」という。）の一級又は二級に該当するものとして政令で定めるもの受給権者に対して更に障害共済年金（その給付事由に係る障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態に該当するものに限り。次項において同じ。）の給付事由が生じた場合における新共済法第四十五条の規定の適用については、前後の障害を併合した障害の程度を同条に規定する障害の程度とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する場合における障害共済年金の特例その他の新共済法の規定の適用に必要経過措置については、政令で定める。

（障害一時金に関する経過措置）

第二十四條 新共済法第四十五条の七の規定は、施行日以後に退職した者について適用し、施行日前に退職した者に係る障害一時金については、なお従前の例による。

2 新共済法第四十五条の八の規定の適用については、旧共済法による年金である給付は、同条第一号の年金である給付とみなす。

（遺族共済年金の支給要件の特例）

第二十五條 施行日前に退職した者に対する新共済法の遺族共済年金に関する規定の適用については、新共済法第四十六条第一項第三号中「障害共済年金」とあるのは、障害共済年金又は農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「六十一年改正前の法」という。）による障害年金と、同項第四号

中退職共済年金」とあるのは「退職共済年金又は六十年改正前の法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金」とする。

2 前項に規定するもののほか、施行日前に退職した者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の支給に關し必要な経過措置については、政令で定める。

(遺族共済年金の加算の特例)

第二十六條 遺族共済年金（新共済法第四十六條第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者である妻であつて附則別表第五の上欄に掲げるものがその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は新共済法第四十八條の規定によりその額が加算された遺族共済年金の受給権者であつて同欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族共済年金の額は、新共済法第四十七條の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を加算した額とする。この場合においては、新共済法第五十一條の規定を準用する。

一 新共済法第四十八條に規定する加算額（附則第八條又は新共済法第十九條の三の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）
二 新国民年金法第二十七條本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六條の二又は法律第 号附則第九條の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）にそれぞれ附則別表第五の下欄に掲げる数を乗じて得た額
第二十七條 妻に支給する遺族共済年金の額は、組合員又は組合員であつた者（政令で定める者に限る。次項において同じ。）の死亡の當時その妻が新共済法第二十四條第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該組合員又は組合員であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第四十七條及び第四十八條の規定にかかわらず、これらの規定の例により算定した額に新国民年金法第三十八條及び第三十九條第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族共済年金の額は、組合員又は組合員であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金を受ける権利を取得しないときは、新共済法第四十七條の規定にかかわらず、同条の規定の例により計算した額に新国民年金法第三十八條及び第三十九條の二第一項の規定の例により算定した額を加算した額とする。

3 新国民年金法第三十九條第二項及び第三項、第三十九條の二第二項、第四十條、第四十一條第二項並びに第四十一條の二の規定は、遺族共済年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。

4 第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金に対する新共済法第五十一條（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新共済法第五十一條中「その受給権者である妻が四十歳未満であるとき、又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とあるのは「当該遺族共済年金が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第二十七條第一項の規定によりその額が加算されたものである」と、同条」とあるのは「第四十八條」とする。

5 新共済法第四十九條第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「妻に対する遺族共済年金」とあるのは「妻に対する遺族共済年金（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）附則第二十七條第一項の規定によりその額が加算されたものを除く。）」と、「当該遺族基礎年金」とあるのは「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

は「当該遺族基礎年金又は同条第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金」とする。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金のうち、これらの規定による加算額に相当する部分は、新共済法第二十三條の二、新国民年金法第二十條その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定で政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族共済年金でないものとみなす。

(遺族共済年金の額の特例)

第二十八條 退職年金又は減額退職年金の受給権者が施行日以後に死亡した場合における遺族共済年金の額の算定に關する規定の適用については、これらの者は、新共済法第四十七條第一項第二号ロに掲げる者に該当するものとみなす。

2 次の各号に掲げる者が当該各号に定める事由に該当した場合における遺族共済年金については、新共済法第四十七條及び第四十八條の規定並びに前二條の規定により算定した額（新共済法第四十九條の三の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）が、これらの者が施行日の前日に死亡したとしたならば同日においてその者の遺族が受けることのできた遺族年金の額に相当する額（当該遺族が同一の事由により遺族基礎年金の支給を受けるときは、当該遺族年金の額に相当する額から当該遺族基礎年金の額のうち組合員期間に係るものとして支給される額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を控除した額）より少ないときは、その額をもつて当該遺族共済年金の額とする。

一 施行日の前日において組合員であつた者で施行日以後引き続き組合員であるもの（附則第十八條第一項各号に掲げる者を除く。）組合員である間に死亡したとき。

二 附則第十八條第一項の規定によりその額が算定された退職共済年金の受給権者 施行日以後に死亡したとき。

三 施行日の前日において退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有していた者（前号に掲げる者を除く。）施行日以後に死亡したとき。

3 附則第十七條第三項の規定は、遺族共済年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における新共済法第四十九條の三の規定による当該遺族共済年金の額の改定について準用する。

4 前三項に規定するもののほか、第二項各号に掲げる者に係る遺族共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の補助の特例)

第二十九條 国は、新共済法第六十二條の規定によるほか、毎年度、予算で定めるところにより、新共済法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付に要する費用のうち、次に掲げる額を補助することができる。

一 昭和三十六年四月一日前の組合員期間に係る給付に要する費用として政令で定める部分に相当する額に、百分の二十の範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額

二 法律第 号附則第三十五條第二項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分（旧国民年金法第二十七條第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。）として政令で定める部分に相当する額の四分の一に相当する額

2 国は、前項の規定により補助する額を、政令で定めるところにより、組合員に交付しなければならぬ。

(施行日以後における退職年金の額)
第三十條 退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額に改定する。

一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額（当該退職年金の額の算定の基礎と

なつてゐる組合員期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下同じ。）が二十年を超えるときは、当該政令で定める額にその超える年数（当該年数が十五年を超えるときは、十五年）一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額を加算した額）

二 当該年数の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）一年につき、平均標準給与の年額（施行日の前日における年金である給付の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額をい、その者が昭和六十年三月三十一日以前に退職した者である場合には、その額に政令で定める額を加算した額とする。以下同じ。）の百分の一に相当する額

2 前項の規定により算定した退職年金の額が、旧共済法第三十六條第二項ただし書に規定する額を勘案して政令で定める額より少ないときは、当該政令で定める額とし、平均標準給与の年額の百分の七十に相当する額を超えるときは、当該百分の七十に相当する額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による改定後の退職年金の額が施行日の前日において当該受給権者が受ける権利を有していた退職年金の額より少ないときは、その額をもつてこれらの規定による改定後の退職年金の額とする。

（施行日以後における減額退職年金の額）
第三十一条 減額退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を第三号に掲げる額に乘じて得た額に改定する。
一 施行日の前日においてその給付を受ける権利を有していた減額退職年金の額
二 前号に規定する減額退職年金を支給しなかつたとしたならば施行日の前日において支給されてゐるべき退職年金の額
三 前号に規定する退職年金について前条の規

定により算定した額
2 前条第三項の規定は、前項の規定による減額退職年金の額の改定について準用する。
（減額退職年金の支給の申出）
第三十二条 退職年金の受給権者が、施行日以後において、減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者の希望する月（その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める年齢に達した日の属する月の翌月以後の月でその者の希望する月）から減額退職年金を支給する。

一 昭和五十五年七月一日から昭和五十八年六月三十日まで間に給付事由が生じた退職年金の受給権者で、旧共済法附則第十條第二項の政令で定める者に該当したもの 四十五歳
二 昭和五十八年七月一日から施行日の前日まで間に給付事由が生じた退職年金の受給権者で、旧共済法附則第十條第二項の政令で定める者に該当したもの 四十六歳
三 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金の受給権者で昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれたもの（前二号に掲げる者に該当する者を除く。） 五十三歳
四 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金の受給権者で昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれたもの（第一号及び第二号に該当する者を除く。） 五十四歳
五 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金の受給権者で昭和十一年七月二日以後に生まれたもの（第一号及び第二号に該当する者を除く。） 五十五歳

2 前項に規定する減額退職年金の額は、同項に規定する退職年金の額から、その額に、当該退職年金の支給を開始すべき年齢と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四（その者が前項第五号に掲げる者であ

るときは、保険数理を基礎として政令で定める率）を乘じて得た額を減じた額とする。
（施行日から六月以内に申し出た場合の減額退職年金の特例）
第三十三条 前条第一項の規定による申出が施行日から起算して六月を経過する日前に行われたものである場合における同項の規定の適用については、同項中「その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める年齢に達した日の属する月」とあるのは、「その者が受ける権利を有する退職年金が昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じたものであるときは、施行日の前日に減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を申し出たとしたならば、旧共済法の規定によりその支給を受けることができた年齢に達した日の属する月」とする。

（施行日以後における通算退職年金の額）
第三十四条 通算退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数を乘じて得た額に改定する。
一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た額を基準として政令で定める額
二 平均標準給与の年額の十二分の一に相当する額の千分の十に相当する額に二百四十を乘じて得た額

2 前項の規定により改定すべき通算退職年金で、旧共済法第三十七條の三第五項の規定に該当するものについては、同項に規定する合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により算定した額の合算額をもつて、同項による改定後の通算退職年金の額とする。
（施行日以後における障害年金の額）
第三十五条 旧共済法第三十九條第一項第一号の規定による障害年金（附則第二十條の規定による施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定の例による障害年金を

含む。以下「職務による障害年金」という。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五（旧共済法別表第二の上欄の二級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項において同じ。）に相当する額に平均標準給与の年額の百分の十（同欄の二級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。）を加算した額に改定する。
一 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た額を基準として政令で定める額（当該職務による障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数が二十年を超えるときは、当該政令で定める額にその超える年数（当該年数が十五年を超えるときは、十五年）一年につき二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た額を基準として政令で定める額を加算した額）
二 当該職務による障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき、平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

2 旧共済法第三十九條第一項第二号の規定による障害年金（附則第二十條の規定により施行日の前日において給付事由が生じたものとみなされる同号の規定の例による障害年金を含む。）並びに三十九年改正法附則第十二條第一項及び三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九條第一項の規定による障害年金（以下「職務によらない障害年金」と総称する。）については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額の百分の七十五に相当する額に改定する。

（施行日以後における減額退職年金の額）
第三十一条 減額退職年金については、施行日の属する月分以後、その額を、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合を第三号に掲げる額に乘じて得た額に改定する。
一 施行日の前日においてその給付を受ける権利を有していた減額退職年金の額
二 前号に規定する減額退職年金を支給しなかつたとしたならば施行日の前日において支給されてゐるべき退職年金の額
三 前号に規定する退職年金について前条の規

定により算定した額
2 前条第三項の規定は、前項の規定による減額退職年金の額の改定について準用する。
（減額退職年金の支給の申出）
第三十二条 退職年金の受給権者が、施行日以後において、減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者の希望する月（その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める年齢に達した日の属する月の翌月以後の月でその者の希望する月）から減額退職年金を支給する。

一 昭和五十五年七月一日から昭和五十八年六月三十日まで間に給付事由が生じた退職年金の受給権者で、旧共済法附則第十條第二項の政令で定める者に該当したもの 四十五歳
二 昭和五十八年七月一日から施行日の前日まで間に給付事由が生じた退職年金の受給権者で、旧共済法附則第十條第二項の政令で定める者に該当したもの 四十六歳
三 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金の受給権者で昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれたもの（前二号に掲げる者に該当する者を除く。） 五十三歳
四 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金の受給権者で昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれたもの（第一号及び第二号に該当する者を除く。） 五十四歳
五 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金の受給権者で昭和十一年七月二日以後に生まれたもの（第一号及び第二号に該当する者を除く。） 五十五歳

一 組合員期間（当該障害年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間に限る。以下この条において同じ。）の年数が十年以下である場合 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算した額（次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年を超え二十年以下である場合 障害年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算した額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十五年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、組合員期間二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算した額

四 組合員期間の年数が三十五年を超える場合 組合員期間の年数が三十五年であるものとして前号の規定により求めた額に、組合員期間三十五年を超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算した額

3 前二項の規定により算定した障害年金の額が、当該障害年金の給付事由に係る障害の程度に応じ、旧共済法別表第二の下欄に掲げる額を勘案して政令で定める額より少ないときは、当該政令で定める額とし、前二項の規定により算定した障害年金の額が、平均標準給与の年額に相当する額を超えるときは、平均標準給与の年額に相当する額とする。

4 前三項の場合において、これらの規定による改定後の障害年金の額が施行日の前日において当該受給権者が受ける権利を有していた障害年金の額（その者が同日において組合員であつたときは、同日において退職したものとみなして旧共済法第四十二条第二項から第八項までの規定によりその額を改定するものとした場合における当該改定後の障害年金の額）より少ないときは、その額をもつて、前三項の規定による改定後の障害年金の額とする。

定によりその額を改定するものとした場合における当該改定後の障害年金の額）より少ないときは、その額をもつて、前三項の規定による改定後の障害年金の額とする。

第三十六条 障害年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又はその者が六十五歳に達するまでの間においてその障害の程度が増進した場合には、その期間内にその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当事の旧共済法別表第二の上欄に掲げる障害の程度に応じ、その障害年金の額を改定する。

（二）以上の障害がある場合の取扱い

第三十七条 障害年金の受給権者について同時に二以上の障害があるときは、当該障害年金の給付事由に係る障害について、職務による障害年金と職務によらない障害年金との別に就いてこれらの障害を併合した障害の程度を前二条に規定する障害の程度として、これらの規定を適用する。

2 前項の場合において、障害年金の受給権者について職務上傷病（旧共済法第三十九条第一項第一号に規定する職務上傷病（昭和三十九年九月三十日以前に給付事由が生じた障害年金に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）による障害と職務外傷病（同項第二号に規定する職務外傷病（昭和三十九年九月三十日以前に給付事由が生じた障害年金に係る同項第一号に規定する職務上傷病を含む。）をいう。以下同じ。）による障害があるときは、職務によらない障害年金については、次に定めるところによる。

一 当該年金の基礎となるべき障害の程度は、職務上傷病による障害を職務外傷病によるものとみなし、これらを併合した障害の程度による。

二 当該年金の附則第三十五条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、職務上傷病による障害を職務外傷病によるものとみなし、

これらを併合して同条の規定により算定した障害年金の額（当該職務上傷病による障害の程度が旧共済法別表第二の上欄に掲げる障害の程度に該当する場合には、当該障害が職務外傷病によるものであるとしたならば当該障害について支給されるべき同条の規定により算定した障害年金の額を控除した額）とする。

第三十八条 遺族年金については、施行日の属する月分以後、その額を、次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ、当該各号に定める額に改定する。

一 旧共済法第四十六条第一項第一号の規定による遺族年金 四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算した額（以下この条において「遺族年金基礎額」という。）（組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十五年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年を超える期間についてはその超える年数（当該年数が五年を超えるときは、五年）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算した額）

二 旧共済法第四十六条第二号並びに三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第一号、第二号及び第三号の規定による遺族年金 当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有していた退職年金（減額退職年金の支給を受けていた者にあつてはその減額退職年金の給付事由が生じたものとなる退職年金とし、退職年金を受ける権利を有していなかつたその他の者及び再び組合員となつていた者にあつてはその死亡のときに退職したものとみなし、かつ、減額退職年金及び障害年金の給付事由が生じたものとなる退職年金とする）

事由が生じたものとなる退職年金とする。）について附則第三十条の規定により算定した額の百分の五十に相当する額

三 旧共済法第四十六条第三号及び三十九年改正法による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十七条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算した額）

四 旧共済法第四十六条第四号の規定による遺族年金 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額

第三十九条 前条の場合において、遺族年金の受給権者が次の各号の一に該当するときは、同条の規定により算定した額に旧共済法第四十六条の三第一項各号に規定する額を勘案して政令で定める額を加算した額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金の受給権者が、妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいるとき。

二 当該遺族年金の受給権者が、子であり、かつ、二人以上いるとき。

2 前項の場合において、同項各号に規定する子が旧共済法第四十八条各号の一に該当するに至つたときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

3 第一項第一号の場合において、同号の妻である配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、その出生した子は、同号に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

第四十条 前二条の規定により算定した遺族年金の額が、旧共済法第四十六条第二項に規定する額を勘案して政令で定める額より少ないときは、当該政令で定める額とし、同条第一項第一

日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつた場合について準用する。この場合において、同項ただし書中「その間（六十歳以上である間に限る。）」とあるのは「その間」と、「附則第八條第一項（第三号を除く。）」とあるのは「第四十二條第一項第一号」と、「第三十八條第一項」とあるのは「第四十三條第一項」と読み替へるものとする。

（他の共済組合の組合員等である間における旧共済法による年金の支給の停止）

第四十九條 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の受給権者が新共済法第三十八條の第三項に規定する他の共済組合の組合員等又は厚生年金保険の被保険者（法律第二十号附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）となつた場合において、その者の昭和六十二年以後の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における同項に規定する所得金額が同項の政令で定める額を超えるときは、当該他の共済組合の組合員等又は当該厚生年金保険の被保険者である間、その超える年の翌年八月から翌々年七月までの分としてその者に支給されるべきこれらの年金の額については、その額のうち、その額に百分の九十を乗じて得た額（当該退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者が六十五歳以上であるとき、又は障害年金の受給権者であるときは、更に、百分の五十を乗じて得た額）に当該所得金額の高低に応じて政令で定める率を乗じて得た額の支給を停止する。

2 前項の規定を適用して計算した昭和六十三年八月分以後の退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の額が、当該受給権者が施行日の前日において支給を受けていたこれらの年金の額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、その額をもつて同項の規定の適用後の当該年金の額とする。

3 退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における附則第四十五條第一項の規定による年金の額の改定は、前項の規定の適用がないものとした場合のこれらの年金の額について行ふものとする。この場合において、当該改定後のこれらの年金の額が当該改定前において支給を受けていたこれらの年金の額より少ないときは、その額をもつて同条第一項の規定による改定後のこれらの年金の額とする。

4 昭和六十三年七月までの分として支給される退職年金又は減額退職年金についての昭和六十二年以前の各年における当該受給権者の所得金額に應じた支給の停止については、なお従前の例による。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による年金の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

（再退職者に係る退職年金の額の改定）

第五十條 退職年金の受給権者が施行日以後退職したときは、当該退職年金の額を、当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第八條の規定並びに附則第七條及び第十二條から第十六條までの規定の例により算定した額に改定する。

2 前項の場合において、同項の規定による改定後の退職年金の額が改定前の退職年金の額より少ないときは、その額をもつて同項の規定による改定後の退職年金の額とする。

3 第一項の規定による改定後の退職年金の額が前項の規定により算定されたものである場合における附則第四十五條第一項の規定による年金の額の改定は、前項の規定の適用がないものとした場合の額について行ふものとする。この場合において、当該改定後の退職年金の額が同項の規定により算定された額より少ないときは、その額をもつて同条第一項の規定による改定後の退職年金の額とする。

（再退職者に係る減額退職年金等の額の改定）

第五十一條 前条の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日以後に退職した場合について準用する。

する。この場合において、同条第一項中「算定した額」とあるのは、「算定した額（当該減額退職年金が施行日前に支給が開始されたものであるときは、その算定した額から当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に應じ、政令で定める額を控除した額）」と読み替へるものとする。

2 障害年金の受給権者が施行日以後退職したときは、附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧共済法第四十二條第二項の規定にかかわらず、その額の改定は行わない。

（退職一時金等の返還）

第五十二條 退職年金、減額退職年金又は障害年金（以下この条において「退職年金等」という。）の受給権者が五十四年改正法第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職一時金及び返還一時金（これらの一時金とみなされた給付を含む。政令で定めるものを除く。）の支給を受けた者であるときは、その者は、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「一時金支給額等」という。）に相当する額を施行日の属する月（施行日において当該退職年金等の支給がその全額について停止されている者（以下この条において「施行日において退職年金等の支給が停止されている者」という。）にあつては、当該退職年金等の支給をその全額について停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月）から一年以内に、一時に又は分割して、組合に返還しなければならない。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、一時金支給額等に相当する額を当該退職年金等の額から組合が控除することにより返還する旨を施行日（施行日において退職年金等の支給が停止されている者にあつては、当該退職年金等の支給をその全額について停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月の初日）から六十日を経過する日以前に、組合に申し出るこ

とができる。

3 前項の申出があつた場合における同項に規定する一時金支給額等に相当する額の返還は、組合が当該退職年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、一時金支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行ふものとする。この場合において、当該控除後の額をもつて、当該退職年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から施行日の前日（施行日において退職年金等の支給が停止されている者にあつては、当該退職年金等の支給をその全額について停止すべき事由がなくなつた日）の属する月までの期間に應じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

5 第一項に規定する者が施行日前に既に退職年金等の支給を受けた者である場合における同項の規定の適用については、同項中「加えた額」とあるのは、「加えた額に、その者が施行日前において当該退職年金等の支給を受けた期間の年数及び施行日におけるその者の年齢を勘案して政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額」とする。

6 前各項の規定は、第一項に規定する退職一時金又は返還一時金の支給を受けた者の遺族である遺族年金の受給権者について準用する。

（施行日前に退職した者等に係る一時金）

第五十三條 施行日の前日において組合員であつた者が施行日以後引き続き組合員であるもの又は施行日前に退職した者について、旧共済法の規定（障害一時金に關する規定を除く。）を適用するものとしたならばその者又はその者の遺族に一時金である給付を支給すべきこととなるときは、当該一時金である給付については、なお従

号の規定による遺族年金の額が、平均標準給与の年額の百分の七十に相当する額を超えるときは、当該百分の七十に相当する額とする。

第四十一条 前三条の場合において、遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加算した額を当該遺族年金の額とする。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円

(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十二万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額)

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円 (昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を二十一万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額)

三 六十歳以上である場合 (前二号に該当する場合を除く) 十二万円 (昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を十二万円に乘じて得た額を十二万円に乘じて得た額を基準として政令で定める額)

2 遺族年金の受給権者が六十歳未満の妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定にかかわらず、遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が、他の法律に基づき年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、第一項の規定による加算は行わない。

第四十二条 旧共済法第四十六條の六の規定は、附則第三十八條から前条までの規定により算定される遺族年金の額について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第四十六條の六の規定の適用

について必要な技術的読替えその他同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条 附則第三十八條から前条までの場合において、これらの規定による改定後の遺族年金の額が施行日の前日において当該受給権者が受ける権利を有していた遺族年金の額より少ないときは、その額をもつてこれらの規定による改定後の遺族年金の額とする。

(施行日以後における通算遺族年金の額)

第四十四条 通算遺族年金については、施行日の属する月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして附則第三十四條の規定によりその額を算定するものとした場合の当該通算退職年金の額の百分の五十に相当する額に改定する。

(旧共済法による年金額の自動的改定措置)

第四十五条 旧共済法による年金である給付の額については、物価指数が昭和六十年(この項の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指数の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額が、附則第三十條第三項(附則第三十條第二項において準用する場合を含む)、第三十五條第四項又は第四十三條の規定(以下この項及び次条第一項において「従前額保障の規定」という)により、施行日の前日における年金額をもつて改定後の年金額とされたものであるときは、第一項の規定による年金の額の改定は、従前額保障の規定の適用がないものとした場合における当該年金の額について行ふものとする。この場合において、同項の規定による改定後の当該年金の額が同項の規定による改定前

の年金額より少ないときは、当該改定前の年金額をもつて同項の規定による改定後の年金の額とする。

(従前の年金額の特例)

第四十六条 施行日の前日において退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金を受ける権利を有していた者であつてこれらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月三十日以前の期間を含むものが施行日以後七十歳に達した場合におけるその達した日の属する月の翌月分以後の従前額保障の規定の適用については、その者が施行日の前日において七十歳であつたものとしたならば、旧共済法、三十九年改正法附則、四十一年改正法附則及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の規定により支給を受けることができる年金の額をもつて、施行日の前日における年金の額とする。

2 前項の場合において、遺族年金の受給権者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に依り、同項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の受給権者であつてこれらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和三十九年九月三十日以前の期間(その期間が二十年を超える場合に限る)を含むもの(七十歳以上の者並びに遺族年金の受給権者である七十歳未満の妻、子及び孫に限る)について前条第三項後段の規定を適用する場合における同項後段に規定する改定前の年金額とみなされる額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 退職年金、減額退職年金又は障害年金について附則第三十條、第三十一條又は第三十五條の規定により改定した場合における改定後の年金の額が、旧共済法附則第八條に規定する額に満たない場合における当該年金の額の改定に關し必要な経過措置については、政令で定める。

(旧共済法による年金の支給期月)

第四十七条 新共済法第二十三條第四項の規定は、旧共済法による年金である給付の支給期月についても適用する。

2 前項の規定は、旧共済法による年金である給付のうち通算退職年金及び通算遺族年金の支給期月については、政令で定める日までの間は、適用しない。

(組合員である間の旧共済法による年金の支給の停止)

第四十八条 退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときは、その者が組合員である間、退職年金の支給を停止する。ただし、その者の標準給与の等級が新共済法第三十六條第二項の政令で定める等級以下の等級であるときは、その間(六十歳以上である間に限る)は、当該標準給与の高低に応じて政令で定めるところにより、それぞれ、退職年金の額のうち、当該退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第八條第一項(第三号を除く)の規定並びに附則第七條、第十四條及び第十五條の規定の例により算定した額の百分の二十、百分の五十又は百分の八十に相当する部分並びに附則第十六條及び新共済法第三十八條第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

2 前項の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつた場合について準用する。この場合において、同項ただし書中「算定した額」とあるのは、「算定した額当該減額退職年金が施行日前に支給が開始されたものであるときは、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に依り、政令で定める額を控除した額」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、障害年金の受給権者が施行

前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するとき、又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該一時金である給付は支給しない。
(未支給の旧共済法による年金である給付の取扱い)

第五十四条 旧共済法による年金である給付のうち施行日前に支給すべきであつたものであつて施行日においてまだ支給していないもの及び旧共済法による一時金である給付であつて施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五十五条 附則第三十条から第五十一条までに定めるもののほか、旧共済法による年金である給付の額の改定に關し必要な事項は、政令で定める。
(罰則に關する経過措置)

第五十六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第五十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十八条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
附則第七条の三を削る。
附則第九条から第十二条までを次のように改める。

第九條から第十二條まで 削除
附則第十四條第二項を削る。
附則第二十條中「第七條の三」を削る。
(農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十九條 農林漁業団体職員共済組合法等の一

部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
附則第二条の二を削る。

第六十条 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十一条を次のように改める。

第十條 削除
(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一條 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
附則第五条を次のように改める。

第五條 削除
第六十二條 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
附則第七条を次のように改める。

第七條 削除
附則第七条の二を削る。
附則第十条第二項から第四項までを削る。
(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十三條 前条の規定による改正前の昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律附則第十条第二項又は第四項の規定によりその例によることとされた同法第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(以下この条において「昭和五十四年改正前の法」という。)の規定による返還一時金又は

死亡一時金で、昭和五十四年改正前の法の規定による退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に六十歳に達したとき若しくは施行日以後に六十歳に達し、その後、退職したとき若しくは旧共済法第三十七条の三第二項に規定する任意資格喪失事由に該当したとき、又は施行日以後に死亡したときにおいて昭和五十四年改正前の法の規定が適用されるとしたならば支給されることとなるものについては、なお従前の例による。ただし、その者が退職共済年金若しくは障害共済年金を受ける権利を有するとき又はその者の遺族が遺族共済年金を受ける権利を有するときは、当該返還一時金又は死亡一時金は支給しない。
(沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律の一部改正)

第六十四條 沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。
第六六條第五項中「退職年金」を「退職共済年金」に、「通算退職年金」を「年金である給付」に改める。
(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律の一部改正)

第六十五條 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「に係る」の下に「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の」を加え、同条第二項中「に係る」の下に「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律による改正前の」を加える。
(国民年金法の一部改正)

第六十六條 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「國家公務員等共済組合若しくは私立学校教職員共済組合」を「法律によつて組織された共済組合(地方公務員共済組合を除く。)」に改める。
第五條第五項中「第一号、第二号及び第四号」を「各号(第三号を除く。)」に改め、同条第七項中「又は私立学校教職員共済組合」を「私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合」に改める。

第三十條の二第四項中「含む」の規定による「を含む」若しくは農林漁業団体職員共済組合法第三十九條若しくは第四十條の規定による「に」の規定により「を」若しくは農林漁業団体職員共済組合法第四十四條の規定により「に」改める。
附則第三條第一項第一号中「又は第四号」を「第四号又は第五号」に改め、「及び農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」を削り、同項第二号中「(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を除く。)」を削る。

附則第三條の二中「二組合員」を「又は組合員」に、「組合員」を「若しくは組合員」に改め、「に限る。」の下に「又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」を加える。
附則第四條の二を次のように改める。
(被保険者の資格の取得及び喪失に關する経過措置)

第四條の二 当分の間、第八條第四号の規定の適用については、同号中又は組合員とあるのは、「若しくは組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」とし、第九條第五号の規定の適用については、同号中「又は組合員」とあるのは「若しくは組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員がその」と、「該当するときを除く。」とあるのは「該当するときを除く。」又は六十

五歳に達したとき(附則第三條の二の規定により読み替えられた第七條第一項第二号に該当するときを除く。とする。

五歳に達したとき(附則第三條の二の規定により読み替えられた第七條第一項第二号に該当するときを除く。とする。

附則第五條第五項第二号中「又は組合員」を「若しくは組合員又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」に改める。

附則第七條第四項中「当該共済組合に係る被用者年金各法」を「地方公務員等共済組合法」に、「当該被用者年金各法」を「同法」に改める。

附則第七條の二に次の一項を加える。
2 前項の規定は、農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間につき当該共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（農林漁業団体職員共済組合法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。）に準用する。

附則第七條の四第二項中「適用対象共済組合の組合員」の下に「又は農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員」を加える。

附則第七條の五第一項中「組合員であるもの」の下に「及び農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であるもの（厚生年金保険の被保険者であるものを除く。）」を加え、同条第二項中「期間のうち適用対象組合員の下に」（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）を加える。

附則第七條の六第一項中「若しくは私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項」を「私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項若しくは農林漁業団体職員共済組合法第七十七條の三第一項」に改め、同条第二項中「又は私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項」を「私立学校教職員共済組合法第四十七條の三第一項又は農林漁業団体職員共済組合法第七十七條の三第一項」に改める。

附則第九條の四第一項中「共済組合（適用対象共済組合を除く。次条及び附則第九條の六において同じ。）を「地方公務員共済組合」に改める。附則第九條の五及び第九條の六中「共済組合」を「地方公務員共済組合」に改める。

附則第九條の六の次に次の一条を加える。
（基礎年金拠出金の特例）

第九條の七 第九十四條の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該共済組合の組合員」とあるのは、「当該共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）とする。

（厚生年金保険法の一部改正）
第六十七條 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四條の五の次に次の一条を加える。
（被保険者の資格の喪失に関する経過措置）
第四條の六 第十四條の規定の適用については、当分の間、同条中「組合員」とあるのは、「組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）とする。

2 第二百二十四條及び附則第四條の三第五項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「適用対象組合員」とあるのは、「適用対象組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）とする。

附則第二十八條の五の前の見出し中「適用対象共済組合各法に定める共済組合以外の共済組合」を「地方公務員共済組合」に改め、同条第一項中「共済組合（適用対象共済組合各法に定める共済組合を除く。次条において同じ。）」を「地方公務員共済組合」に改める。

附則第二十八條の六中「共済組合」を「地方公務員共済組合」に改める。
（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第六十八條 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「法律によつて組織された共済組合（国家公務員等共済組合及び私立学校教職員共済組合を除く。第四項において「適用除外共済組合」という。）を「地方公務員共済組合」に改め、同条第三項中「又は私立学校教職員共済組合」を「私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合」に、「及び私立学校

教職員共済組合法」を、「私立学校教職員共済組合法」に改め、「第三十六條第一項の下に」及び「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第六十三條第一項」を加え、同条第四項中「適用除外共済組合」を「地方公務員共済組合」に改める。

附則第五條第八條の四に次のように加える。
ニ 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号。以下「昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法」という。）による改正後の農林漁業団体職員共済組合法

附則第五條第九號中「ロ及びハ」を「ロからニまで」に改め、同条第二十號中「又は私立学校教職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合」に改める。

附則第八條第二項に次の一号を加える。
四 農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間（他の法令の規定により農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間とみなされる期間に係るものを除く。）

附則第八條第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。
14¹⁵ 前項の規定は、農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間につき当該共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（農林漁業団体職員共済組合法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。）に準用する。

附則第八條の二に「適用対象組合員」の下に「（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）」を加える。
附則第十二條第一項第八號中「及び第五号」を削り、同条に次の一項を加える。

5 農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間につき当該共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（農林漁業団体職員共済組合法第十

八條第五項ただし書に該当するときを除く。）における当該掛金に係る組合員又は任意継続組合員であつた期間は、第一項第二号及び第三号の規定の適用については、附則第八條第二項各号に掲げる期間に算入しない。

附則第三十五條第二項第一号中「当該組合員期間」の下に「（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であつた期間を含む。）」を加え、

「及び昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六條第一項第二号を、昭和六十年私立学校教職員共済改正法附則第六條第一項第二号及び昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法附則第二十九條第一項第二号」に改め、同項第三号中「死亡した適用対象共済組合の組合員」の下に「（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第四十八條に次の一項を加える。
19¹⁰ 前項の規定は、農林漁業団体職員共済組合の組合員又は任意継続組合員であつた期間につき当該共済組合の掛金を徴収する権利が時効によつて消滅した場合（農林漁業団体職員共済組合法第十八條第五項ただし書に該当する場合を除く。）に準用する。

附則第五十九條第二項第二号イ中（施行日以後の期間であつて国民年金の被保険者でなかつた期間に係るものを除く。）を削る。
（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）
第六十九條 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「又は私立学校教職員共済組合法」を、「私立学校教職員共済組合法」に改め、「第四十七條の三第一項」の下に「又は農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第七十七條の三第一項」を加える。

（労働者災害補償保険法の一部改正）
第七十條 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」を「私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」又は「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)」に改める。

(児童手当法の一部改正)
第七十一条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項第三号中「第五十五条第一項」を「第五十五条」に改める。

附則別表第一(附則第十二条関係)

昭和二十七年四月一日以前に生まれた者	二十年
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

附則別表第二(附則第十四条、第十五条関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者	千分の十	千分の〇・五	千分の〇・二五
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・八六	千分の〇・五八	千分の〇・二九
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・七二	千分の〇・六六	千分の〇・三三
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・五八	千分の〇・七三	千分の〇・三七
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・四四	千分の〇・八〇	千分の〇・四〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・三一	千分の〇・八六	千分の〇・四三
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・一七	千分の〇・九二	千分の〇・四六
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	千分の九・〇四	千分の〇・九八	千分の〇・四九
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・九一	千分の一・〇三	千分の〇・五二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・七九	千分の一・〇九	千分の〇・五五
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・六六	千分の一・一三	千分の〇・五七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・五四	千分の一・一八	千分の〇・五九
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・四一	千分の一・二二	千分の〇・六一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・二九	千分の一・二七	千分の〇・六四
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千分の八・一八	千分の一・三〇	千分の〇・六五

附則別表第三(附則第十五条関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者	三百
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八
昭和十六年四月二日以後に生まれた者	四百八十

附則別表第四(附則第八条、第十六条関係)

昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	二万四千円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四万八千円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	七万二千元

昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	九万六千円
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十二万円

附則別表第五(附則第二十六条関係)

昭和二年四月一日以前に生まれた者	○
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百十二分の十二
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四分の二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六分の三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八分の四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十分の六十
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二分の七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四分の八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六分の九十六
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百二十分の百二十
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二分の百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四分の百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六分の百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	四百六十八分の百六十八
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百八十
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の百九十二
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百十六
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百二十八
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百四十
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百五十二
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百六十四

昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百七十六
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の二百八十八
昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百
昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百十二
昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百二十四
昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百三十六
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四百八十分の三百四十八

第一号中正誤

ベジ 段行 誤	正
九四五 受け取め	受けとめ
二 四から 縮少	縮小
一 一七 ように	ような
六 二三	

昭和六十年十二月十七日印刷

昭和六十年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局